

○議事日程

令和7年3月3日（月） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第4号）） |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例について |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 7 号 | 岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 第10 | 議案第 8 号 | 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について |
| 第11 | 議案第 9 号 | 岐南町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第10号 | 岐南町上下水道事業経営審議会設置条例について |
| 第13 | 議案第11号 | 岐南町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について |
| 第14 | 議案第12号 | 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第13号 | 岐南町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |

第 1 6	議案第 1 4 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 1 7	議案第 1 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 1 8	議案第 1 6 号	岐南町議会ハラスメント防止条例について
第 1 9	議案第 1 7 号	岐南町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 1 8 号	令和 6 年度岐南町一般会計補正予算について
第 2 1	議案第 1 9 号	令和 6 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
第 2 2	議案第 2 0 号	令和 6 年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 2 3	議案第 2 1 号	令和 7 年度岐南町一般会計予算について
第 2 4	議案第 2 2 号	令和 7 年度岐南町国民健康保険特別会計予算について
第 2 5	議案第 2 3 号	令和 7 年度岐南町介護保険特別会計予算について
第 2 6	議案第 2 4 号	令和 7 年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について
第 2 7	議案第 2 5 号	令和 7 年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 6 号	令和 7 年度岐南町水道事業会計予算について
第 2 9	議案第 2 7 号	令和 7 年度岐南町下水道事業会計予算について
第 3 0	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について(下印食雨水幹線整備工事)(変更)
第 3 1	議案第 2 9 号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員

10名	
1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
会 計 管 理	者	小関 久志 君
総 務 部	長	堀場 康伸 君
総 合 政 策 部	長	安田 悟 君
福 祉 部	長	岩田 恵司 君
土 木 部	長	井上 哲也 君
住 民 部	長	小野木 崇夫 君
総 務 課	長	服部 貴司 君
財 政 課	長	記野 雅之 君
総 合 政 策 課	長	摂田 真広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 輪 学
書 記	西 脇 信一郎

開議

午前１０時０１分 開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

————— ◇ —————

第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、岐南町議会会議規則第120条の規定により、議長において３番 長谷川 淳議員、４番 村山博司議員の両名を指名します。

————— ◇ —————

第２ 承認第１号

○議長（櫻井 明君） 日程第２、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度一般会計補正予算）についてを議題とします。

—————

（議 案 掲 載 省 略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第１号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員です。よって、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度一般会計補正予算）については原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

第３ 議案第１号

○議長（櫻井 明君） 日程第３、議案第１号 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例についてを議題といたします。

—————

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については、説明が既に終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

3番 長谷川議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員の長谷川です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第1号について5点、ご質問させていただきます。

今日、多分この後審議が長くなると思うので、ちょっと早口になるかもしれませんが、ご容赦ください。

まず1つ目です。

第6条の、相談員を設置するというところがありますが、現行体制、今までのこの条例が来る前、現行体制でも相談員を置いていて、また相談しにくいという第三者委員会からの報告もありましたが、今回の条例で属性をばらばらにするとか、4人にするとかということがありましたけど、それだけで果たして本当に相談しやすくなるのかなというのが疑問なので、どう改善されているのかというところを質問します。

また、相談員を任命する際の判断基準はどのようになりますか。

2つ目、外部相談員に引き続き産業医を入れる理由を教えてください。

これも、第三者委員会の報告で産業医に報告しづらいという意見がありましたし、なぜ産業医に報告をむしろしなきゃいけないのかというところが、個人的にはちょっとあまり分からないので、今回も引き続き入れた理由というのを教えてください。

3つ目、ハラスメントを行った疑いがある者が、最終的に委員会等を開いて事実がなかったと認定された場合、いろんな拘束されて、質問とか取調べというか、そういうことがありますので、本当になかった場合は、その方に対しての損失補償はちょっと明記されていないのですが、この点はどうお考えでしょうか。

4つ目、明らかな虚偽報告ですね、こういうふうなハラスメントがありましたという、その濫用を避けるために、そういう罰則などがあるのかどうか。この条例ではちょっと書いていないんですけど、どう考えているのかを教えてください。

5つ目、第5条の6で、議長が、例えば町長とか、仮にですけれども教育長とか、特別職の方が議会の者に対して、議員にハラスメントを行ったときに、議長が町長に調査依頼を行うというって、それに伴って町長は適切に調査して報告すると書いてありますが、ここがちょっと不透明かなと思ひまして、実際どのようなスキームで進んでいくのか、ちょっと具体的にご説明ください。

以上5点、よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

まず1番目、第三者調査委員会の調査報告において、これまでの町の相談体制の不備が指摘されたことから、職場改善ワーキングチームの相談体制構築部会が設置され、若手職員を中心とした構成により、安心して相談できる相談体制の構築に向けて協議を行いました。

協議の中で、望ましい相談窓口として、現在の総務課職員のみが選任されている内部の相談員を総務課職員に限定せず、職員全体から適任者を選任すべきとの意見がございました。その意見を踏まえ、条例案では、第6条第1項において、人事担当課職員の相談員及び人事担当課が設置する相談員を選任し、職員に周知すると規定しました。また、その構成も、同条第2項において、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように規定をいたしました。

具体的には、人事担当課から2名、人事担当課以外から4名以上を選任し、そのうち保健衛生の専門職である保健師を必ず1名以上選任するよう、条例施行規則において規定する予定でございます。

ハラスメント相談員は、専門的な知識やコミュニケーション能力、中立性や公正性、判断力や心理的サポート能力など、高いスキルが求められます。したがって、内部相談員の選任基準につきましては、相談に対する傾聴スキルやコミュニケーション能力、相談業務経験など、総合的に判断して相談員を選任し、選任後には速やかに相談員向けの研修を実施し、高いスキルを持ったハラスメント相談員の育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2番目のご質問、産業医を外部相談員に入れる理由についてお答えします。

産業医は、労働者の健康管理やメンタルヘルスに関する専門家であり、その知識と経験を生かしてハラスメント相談員として役割を期待することができます。また、職場改善ワーキングチームの相談体制構築部会においても、町は幅広くハラスメント相談窓口を設置し、職員が相談員を選択することができることが望ましいとの意見がございました。

こうした理由から、産業医につきましては、引き続き外部ハラスメント相談員としてお願いしたいと考えております。

続きまして3番目のご質問、ハラスメント認定されなかった場合の損失補償についてお答えいたします。

今回の条例案において、加害者と思われる者の行為がハラスメント認定されなかった場合に、その者に損失補償する規定は設けておりません。しかしながら、ハラスメント認定されなかった行為者のその後について、不当な取扱いを受けないように組織として配慮していく必要があると考えております。

続きまして4番目のご質問、明らかな虚偽報告をした者への罰則についてお答えいたします。

条例案において、虚偽の申出をした職員に対する罰則は規定しておりませんが、その虚偽の申出の動機や態様、ほかの職員への影響などを客観的かつ総合的に勘案し、公務員としてふさわしくない非行であると判断した場合は、懲戒処分の対象になり得ると考えております。

最後に5番目のご質問、議長が町長に調査依頼を行った後のスキームについてお答えいたします。

議員が町長等または職員からハラスメントと疑われる行為を受けた場合、条例案第5条第6項の規定により、議長は、町長または町長が行為者である場合は副町長にその調査を依頼し、事実確認等の調査等を行います。行為者が職員である場合、町長は町職員で組織するハラスメント対策委員会を設置、調査等を行い、当該行為がハラスメントであるかの認定を行います。

一方、町長等が行為者である場合は、副町長または弁護士が第三者調査委員会を設置、調査等を行い、ハラスメントであるかどうかの認定を行います。

その後、ハラスメントの事実が認定された場合は、行為者ごとの対応措置を行い、その処理が完了した際には、町長または町長が行為者の場合は副町長が、その内容を議長に報告するスキームとなっております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかにございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、総務住民常任委員会に付託いたします。

————— ◇ —————

第4 議案第2号

○議長（櫻井 明君） 日程第4、議案第2号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これにより討論を終結します。

これより採決します。議案第2号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第2号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



第5 議案第3号

○議長（櫻井 明君） 日程第5、議案第3号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第3号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第3号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第6 議案第4号

○議長（櫻井 明君） 日程第6、議案第4号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

(議案掲載省略)

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第4号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第4号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第7 議案第5号

○議長（櫻井 明君） 日程第7、議案第5号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

—————

(議案掲載省略)

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより

質疑を許します。質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第5号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議がございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については総務住民常任委員会に付託します。

————— ◇ —————

第8 議案第6号

○議長（櫻井 明君） 日程第8、議案第6号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

(議 案 掲 載 省 略)

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これにより質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第6号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第6号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第9 議案第7号

○議長（櫻井 明君） 日程第9、議案第7号 岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これによって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号 岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議がございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） よって、議案第7号については福祉土木常任委員会に付託いたします。



第10 議案第8号

○議長（櫻井 明君） 日程第10、議案第8号 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については総務住民常任委員会に付託いたします。



第11 議案第9号

○議長（櫻井 明君） 日程第11、議案第9号 岐南町移動等円滑化のために必要な特

定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第9号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第9号 岐南町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



第12 議案第10号

○議長（櫻井 明君） 日程第12、議案第10号 岐南町上下水道事業経営審議会設置条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号 岐南町上下水道事業経営審議会設置条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議がございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については福祉土木常任委員会に付託いたします。



第13 議案第11号

○議長（櫻井 明君） 日程第13、議案第11号 岐南町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第11号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第11号 岐南町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正については原案のとおり可決されました。



第14 議案第12号

○議長（櫻井 明君） 日程第14、議案第12号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第12号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第12号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第15 議案第13号

○議長（櫻井 明君） 日程第15、議案第13号 岐南町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

（議 案 掲 載 省 略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第13号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第13号 岐南町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第16 議案第14号

○議長（櫻井 明君） 日程第16、議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタ

ル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第14号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については原案のとおり可決されました。



第17 議案第15号

○議長（櫻井 明君） 日程第17、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第15号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については原案のとおり可決されました。



第18 議案第16号

○議長（櫻井 明君） 日程第18、議案第16号 岐南町議会ハラスメント防止条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、合計11点質問をさせていただきます。

今回、議会に行政のほうからもハラスメント防止に関する条例というのが提出をされておまして、先ほど委員会のほうに付託をされたところでございます。

今回、議会のほうでも議会ハラスメント防止条例ということで、時を合わせて提出をするということで今回上程されているわけなんですけれども、この議会が提案する条例というものの議論の過程とか、そういったことが町民の皆さんに、この議会に提出された中でどういった議論がされたのかというのが分かるように、今回質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、この条例を策定するまでに要した会議の日数、それから時間はどの程度あったのか、お答えをいただきたいと思います。

そして2つ目、2条1号のところで、ハラスメントとはということで、ハラスメントの定義が書かれております。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊婦、出産、育児または介護に関するハラスメントなど、相手方に対して精神的または身体的な苦痛を与え、人権を侵害し、または不快にさせる行為をいうとあります。

ハラスメントというものの内容が、法令によって定義をされているものとそうでな

いものというのがありまして、具体的にどういうことかという、例えばパワーハラスメントであれば、労働施策総合推進法という法律で決められております。セクハラ、マタハラに関しては男女雇用機会均等法、それから育児・介護休業法。パタニティーハラスメント、これについても育児・介護休業法で定められております。ケアハラスメントも同様です。

それ以外にも、世の中にいろんなハラスメントというのがございます。よく聞くモラハラ、それからロジカルハラスメント、ジェンダーハラスメント、テクノロジーハラスメント、エージハラスメント、それからアルコールハラスメント。挙げたら切りがないんですけど、物すごいたくさんハラスメントというものがあります。それも本当にハラスメントなのというようなものまで、ハラスメントといったら全部ハラスメントだみたいなハラハラみたいな、そういった状態もあるわけなんですけれども、このハラスメントというものの定義の中で、相手方に対して精神的または身体的な苦痛を与え、人権を侵害し、または不快にさせる行為というふうに言ってしまうと、その内容そのものがハラスメントということで、何でもハラスメントになってしまうんじゃないかというおそれがございます。

これは、行政側が提案している条例のほうにも同じ内容が当てはまるので、またそこは委員会のほうで行政側のほうはやらせていただきますけれども、このハラスメントということが、しっかり議会の中で議論されていない状況にもかかわらず、今回、条例の提案に至った経緯というものをとお答えいただきたいと思います。

そして4つ目、その中でも特に、セクハラとかは割と分かりやすいですね。身体的な接触があったとか、言葉を投げかけたとかというところで、外形的に評価がしやすい部分なんですけれども、パワーハラスメントということに関しては非常に問題としては難しい。

さっきの兵庫県知事の問題もありましたけれども、認定するまでにすごく慎重な対応、そしてそのことが本当にパワーハラスメントに該当するのかどうかというところにおいては、パワーハラスメントの定義からまずしっかりと理解していく必要があると思います。

まず、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であるということ、これは上司と部下という関係です。これが上司から部下というほうだけではなくて、部下から上司に対しても上下の関係、要は優越的な関係を背景としているということであれば、それも成立します。そして、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、さらには労働者の就業環境が害されるものであると、この3つが全てそろったときに初めてパワーハラスメントということが定義されるわけです。

今回、条例上の中でいうと、議員間のハラスメントというのについてもうたっています。そこでこのパワーハラスメントの定義に当てはめたときに、議員間というのは選挙で選ばれて、同じ立場の人間同士、その中でこの優越的な関係を背景としたということが何一つ当てはまらない。その場合、状況的に。

要は、例えば議長と議員という関係でも、議長というのはあくまでも議会の中で議事整理をするという役割なだけであって、議長になったから権限が強くて上の立場になるということでは決してないんですよ。そういう状況の中で、このパワーハラスメントというものが議員間で果たして本当に成立するのだろうか。もし仮に成立するとするのであれば、それは具体的にどのような事例なのか、お答えをいただきたいと思います。

そして5つ目、今度は議員と職員との関係になるんですけれども、さきの1月19日に行われた消防の出初め式におきまして、議員が総務部長に対して、自らの支援する国会議員、この人は東海比例ブロックの国会議員なんですけれども、この人が来賓として呼ばれていないということに対して、かなり大きな声でどなっておられました。聞くつもりはなかったんですけど、声が大きかったので聞こえてきたんですよ。

そのことに対して、来賓として案内を出すように要求をしていたわけなんですけれども、このことというのは、条例制定後というのは果たしてハラスメントの事案として成立するだろうか。要は、その議員と職員との関係というところで、どこまでがハラスメントになってくるのか、ただ単にそういう要望をただけなのか、いやいや、そもそも呼ぶ必要がない人に対して案内を出せという不当な要求をしているというところではハラスメントに該当するのか、そういったところが非常に疑問があるわけですね。この点についてお答えをいただきたいと思います。

条例の中身のほうに入っていきますけれども、4条第4項、これは6個目の質問ですね。

当該議員に指摘するよう努めるとともに、議長へ報告する義務というのがありますけれども、この指摘をするというのは個人的にやるのか。また、議長に報告する義務が書いてありますけれども、じゃあ、報告を受けた議長は議会としてどうするのか。これはまた別個で申立ての要件が定められているわけなんですけれども、わざわざ議長に報告したということは、議会として何かしらの対応をするというふうに考えてよいのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

そして7番目、8条1項の中に申立ての規定が明記されているんですけれども、先ほど言ったハラスメントについての具体的な定義がされていない状況の中で、どの案件は申立てができて、どの案件が申立てできないのか、この次の質問にもあるんです

けど、8条3項の中で受理、不受理の決定というのを行うときに、別に基準を定めるというふうに書いてあるんですけども、今現状、その別の基準がないんですよ。別の基準がない状態で、今この条例を提案して制定しようとしているということに対して大きな疑問があるわけですね。

ここで質問します。別に定める基準とは何か、お答えをいただきたいと思います。

9番目の質問ですね。

12条の中で、議員の協力義務というものがあります。これは4条3項において、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たす責務というものが定められております。

この説明責任の中で、虚偽の説明をした場合には倫理条例の対象とし、罰則規定は考えていないという質問に対しての回答がございました。このことをもって倫理条例の対象とする根拠を示してください。倫理条例のほうは今回全く触っていないわけですね。現状、触っていない状況の中で、こっち側の、いわゆる特別法的なハラスメント条例の中で、そううたっていない状況。あくまでもそれは解釈の中でそういうふうにしますよと言っているだけで、実際にそこが担保されてない状況の中で、果たしてそのように実行されていくのかどうか。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

そして10番目、15条の中で、ハラスメントが認定された議員に対する議会としての処分というのは、公表、それから研修の受講勧告ということになっています。基本的には選挙で選ばれた公職に対して、何か罰を与えるというのは、今の地方自治法上できないんですよ。できないんだけど、議会の中の処分としては、ある程度のことについてはできますよ。ただし、そのことについても別に定めがあって、それは議会のほうにもう既にある政治倫理条例というものになるわけなんですけれども、このことと、今回のハラスメント条例でやったハラスメント行為というもので見ると、ハラスメント行為が認定されて公表されるようになった場合というのは、単なる会議規則上の違反行為、秩序違反行為のみならず、行政法上のハラスメントに該当する行為であるとか、民法上の不法行為、それから刑法上の犯罪行為と、それらまで全て含まれる状態で、いわゆる政治倫理条例の中でいう政治倫理の部分よりもかなり重たい部分がこっちのほうで公表される事案として範囲が広がってくるわけです。

そのときに、じゃあここでもってされる処分というのは、公表のみで、研修を受けさせるのみで、やった当該者に対して議会として何ら処分を科すことができないのかどうか。

本来であればそういった政治倫理に、もちろんこういったハラスメントが認定され

るような、公表されるような事態というのは政治倫理に該当するものなので、そっこのほうで何かしらの処分というのを考えなきゃいけないんだけど、こっちはこっちで条例をつくったということは、ここで完結するものなのか、政治倫理条例のほうに関わってくるのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

最後、16条の被害者のプライバシー保護について言及をしておられますけれども、ここについては具体的な措置とかサポート体制が不明確なわけなんですよね。被害者支援のための具体的な支援とか相談窓口の明確化というものがしっかりと、その後も求められるよと。条例上なくても規則の中にあればいいと思うんですけども、規則の中にも入っていない。ここについてはどう考えておられるのか。

また、守秘義務の範囲ですよね。最終的に公表に至ったという事実があった場合に、そこに至る過程の中で、加害者、被害者、加害者は公表されるんであれですけど、被害者のほうの名前を言わないとか、どういったことがあったとかは言わないというのは一般的な常識として分かるんですけども、例えばそれが公表に至らなかった場合、要はハラスメントとして認定されなかった場合には、その事実としてはあったかなかったかという、黒ではない。だからといって白かと言われると、そこは事例によって違うと思うんですけど、そういった場合に、公表されなかった事案についての守秘義務というもののについて、この解釈がどうなっているのか、すごくあやふやな状態なんです。

申出の事実が認定に至らなかった場合も含むのかどうか、そしてその違反について、守秘義務を違反した場合についての言及がなくて、これもまた同じなんですけれども、現職議員の場合は倫理条例で対応するという説明はあったんですけども、もう既に辞められた方については何のおとがめもないよと。

では、この倫理条例で現職の議員の場合は対応すると言っていますけれども、先ほどから言っているように、本の倫理条例のほうを今回触っていないので、その倫理条例で対応するという根拠を示していただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 加藤議員からの質疑ございましたのでお答えをいたします。

1つ目の条例策定までに要した会議日数、時間については、議会改革検討会で2

回、それから総務常任委員会で1回、正・副で1回で、あとは個別でいろいろ提案等、各議員から、これはもう何回もしていただいています。

2点目、解してよいかで解してよいということです。

3番目、条例の提案に至った経緯はということで、これは3月議会、今議会に制定を目指しておりましたので、それについては全議員賛成ということで進めておりましたので、今議会で提出ということになっております。

4番目、具体的にどのような事例かということですが、現時点ではちょっとはつきり分かりませんが、当然出てくれば、その都度、一個一個判断をしていくというものです。

5番目、具体的な経緯ですかね、これについては、事案になるかどうかというのは、これも同じように、なるかどうかというのは当然、申出があれば審議することになると思います。

6番目が、対応はあるのかという、報告を受けた議長は、議会としての対応はあるのかというご質問ですが、これはもちろん議長のほうで案件があれば調査して対応するかどうかというところをもちろん進めていくことです。

7番目は、どのような案件は申立てできるのか。これも同様に、ハラスメントの案件というのはいろいろ個別でいうとたくさんありますので、これも具体的に出してもらって、その都度判断ということになります。

8番目、基準とは何かということで、これは同じように進めておりますので、早急に条例等と同時ですね、規則で制定を進めておるところでございます。

9番目、倫理条例の対象となる根拠ということで、倫理条例でいうと第3条の1項、この部分に抵触するというところで考えております。

10番目、公表と研修の受講勧告のみかということで、ハラスメント条例においてはこのとおりで、これ以上あるということであれば、倫理条例で対応していくということです。

11番目、倫理条例で対応するという根拠はということで、もちろん罰則に関しては倫理条例での対応でということで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、再質疑をさせていただきます。

まず最初に、1つ目の条例改定までに要した会議日数、時間はということで、改革で2回、総務で1回、正・副で1回、その他個別で何かやっているというような回答でした。

公に議会の会としてやっているのは全部で4回でしたということで、質問としては、時間はどれぐらい、かかった時間をということなので、そこについてお答えをいただきたいと思います。

それ以下の部分については、今回の質疑をした最大の部分というのは、この内容そのものももちろん大事なんですけれども、そうした今ここの裏の控室でやっていたような、この一個一個のことについて……。

○議長（櫻井 明君） 質疑に集中してください。質疑してください。

○2番（加藤雅浩君） ということをやっていくということが大事であると。その中で、ここの、例えば2つ目の質問ですね。ハラスメントとはというところで、定義のないものまで含めると、全て条例上の適用範囲であると解してよいかということで、よいということをお答えになられたわけでありますけれども、果たして本当にそれでよいのかどうか。

今裏でどういう話合いがされたか分かりませんが、その話合いの中身、よいとした結論に至った話合い、どういった内容でよいとしたのか、お答えをいただきたいと思います。

あと、4番、5番については、議員間におけるパワーハラスメントが具体的にどのような事例かとか、消防出初め式で起きた件というところについても具体的には分からないと。出てきたら審議するというようなことなんですけれども、そもそも出てきたらというところの出せるか出せないかとか、受理・不受理については、先ほどの質疑の中で規則の中で定めているというようなことだったんですけれども、そもそもそれがハラスメントに該当するかしらないかの判断。そのハラスメントかどうかの基準というところもしっかり定められていない状態で、じゃあ例えば第三者委員会みたいなところに申立てをしたときに、その弁護士さんとかも含めて、その基準がないというか、議会の基準という部分、議会議員と一般の方々との適用する部分は、先ほどもお話ししたとおり、公職で選ばれた立場というところで少し違う立場になるので、なかなか、じゃあ処分というところで最後公表ということもあるんだけれども、そこが該当するかしらないかというところの判断は難しいところだと思います。

では、パワーハラスメントが具体的にどのような事例かというところで、個別の事案なので、出てきてからじゃないと分からないというところだったんですけれども、ではそこが分かっていない状態で、議案として今出しているのが果たして正しいのかどうかというところの疑問についてお答えをいただきたいと思います。

今、いろいろなことを話合いさせていただきましたので、答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 7 番 松原浩二議員。

○7 番（松原浩二君） 7 番議員の松原でございます。

加藤議員の再質問にお答えをいたします。

1 点目、時間についてはちょっと足し算していませんけど、正規の時間で恐らく10時間。プラス個別の会議ではないですけど、入れないと恐らくその10時間前後だと思います。

それと2つ目の、このまま解してよいということで、理由としてはよいのでよいということです。

3 番目、出せるか出せないか。実際にどこで何が起きているかというのは分からないので、やはり当事者であるか、もしくはその見られた方から出てこないと分からないもので、出るかどうかというのは結局分からないところなので、分かる範囲でしか出していただけないと思います。

すみません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑のある方ございますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これで質疑を終結いたします。

なお、討論・採決につきましては、議案第1号との関連性がございますので、最終日に行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については最終日に討論、採決することと決定しました。

————— ◇ —————

第19 議案第17号

○議長（櫻井 明君） 日程第19、議案第17号 岐南町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

（議 案 掲 載 省 略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論はないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第17号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第17号 岐南町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



第20 議案第18号

○議長（櫻井 明君） 日程第20、議案第18号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑をお受けします。

1 番 広瀬恵理子議員。

○1 番（広瀬恵理子君） 1 番議員 広瀬でございます。

2 点質疑させていただきます。

補正予算について、歳入の寄附金にありますふるさと岐南応援寄附金が基準厳格化により8,303万4,000円減額とのことですが、基準厳格化によって返礼品として使用していた商品が使用できなくなった商品に代わる新しい商品の発掘や寄附額増加の取組は行われているのでしょうか。

2 点目、ふるさと納税に対する今年度の取組をご説明願います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 広瀬議員の質疑にお答えいたします。

本町のふるさと納税の納付金額は、先ほども議員言われたとおり、返礼品の基準厳格化により大幅な減額となっております。

新たな基準を満たす地場産品の調査につきましては、地道にやっているところではございますが、効果的なものがなかなか見つからないということが現状でございますが、引き続き地道に返礼品の新しいものについては拡充をしていきたいと思っております。

また、企業版ふるさと納税というものがございまして、今年度、今現在ですとまだ

2件ということでございますが、総額210万円寄附をいただいております。こちらのほうにつきましても、今後力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質問、質疑ございますか。

6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

時間外勤務手当、報酬についての質疑をさせていただきます。

まず、2月21日の全員協議会、こちらで多くの議員が多くの質問をさせていただいたわけでございますけれども、時間外勤務手当、報酬を補正予算に充てると、またその中身はこの日まで我々知らなかった。その後、資料請求をした後に、26日に詳細が分かったわけでございますが、措置要求の判定に伴う勧告までの流れを時系列に理解することはできました。

令和5年の12月に公平委員会に提出、段階を踏みながら、8月15日に回答があったと。町としての対応が示されましたということでございますが、傍聴の方もいらっしゃると思いますので、それが何年かということをちょっと申し上げておきますね。

8月15日、町としての対応、これ今回の朝礼を実施する命令については、令和3年2月26日金曜日に開催された部長会議の中で、前町長より全部長に対し、朝礼については8時25分から必ずやるようにという命令が出されており、その後の課長会議により全職員に周知されたと。

そういった中で、全部ちょっと読みます。労働基準法の労働時間の概念は、使用者の指揮命令下に置かれている時間とされており、翌週、この3月1日に朝礼の実施から、町長の指揮命令下に置かれた労働時間として5分間時間外手当、こちらを令和6年3月5日まで支給することといたしましたということでございますが、そこで、この重要事案を、要は半年間にわたり公表することもなくここまで来たと。内部調査情報とか正確性、透明性というのを確保する法的な検証が遅れたということかもしれません。また、11月の勧告後は、この責任の所在や批判の明確になることを懸念したり、意図的に対応の発表を先送りしたということがあるかもしれません。

ですが、本会議による議決を目前にしまして、議運、全協、新聞報道、これを発表してすぐに、本会議の議決には反発や混乱を招くことは想像できたということです。

そこで伺います。

3つほど申し上げます。

1つ目、8月に町が対応を示しておりながら、この半年あまり、議員や町民に対して、なぜ迅速かつ適切な情報提供がなされなかったのか。

2つ目、またこの間、間際での発表、公表。間際であったのかということですね。

それから3つ目、これ遅れた理由があるのであれば、説明責任を果たしてからの補正予算とした先送りでもよかったのではないかという3点について、ちょっとご質問させていただきます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議員の皆様には、全員協議会並びに資料提出においてご説明を申し上げたところでございますが、まずはこのご質疑に対し、私から改めて申し上げたいと思います。

この職員手当につきましては、使用者であった前小島町長の命により、職員が勤務を行った時間外勤務手当を正当にお支払いするものであり、この措置要求は、令和5年12月に公平委員会にされたものでございます。以降、係争中となりましたが、令和6年5月の時点で町として支払いを行う旨を回答させていただいております。

最終的に、令和6年11月19日に公平委員会より措置要求の判定に伴う勧告を受けまして、金額の精査を行いまして、今定例会においてご審議をいただいております。

この支払いにつきましては、労働基準法及び地方公務員法第35条の規定により示されておるものでございまして、町としての義務でございます。なお、条例に基づく勤務時間は定められております。開庁時間と勤務時間が同時刻であることは承知をしてございますし、時間外勤務手当をお支払いし、対応を行っている場合もございますので、開庁時間につきましては今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また現在、朝礼につきましては、職員同士のコミュニケーションにおける手段と考えておりますので、就業時間内に必要があれば実施をしていただいております。

あとは部長から答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 三宅議員の質疑についてお答えをいたします。

3つ関連しておりますので、併せてご回答させていただきます。

先ほど町長が申しましたとおり、令和5年12月に公平委員会に措置要求がされました。町への通知については、令和6年4月14日、岐南町に通知ということで、この時点で町が知るところとなりました。

8月の時点で、措置要求に対する町の対応案について、お示しさせていただいて、

最終的に令和6年11月19日に措置要求の判定に伴う勧告が出ました。これに基づいて実際の支払いの準備に取りかかることになりまして、12月議会には対象人数等も不明でしたので、業務量からして到底間に合わないということでございました。

議会の説明に対しては、対象人数や支払総額が12月の時点では不明でございましたので、報告については差し控えをさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

間に合わなかったということ、私も予想しながらいろいろと考えてきたんですけれども、要は、町民の皆さんが不信感を抱いていらっしゃるということは事実でございます。

その中で、説明責任を果たしてからの補正予算というふうに先ほど申し上げたんですけれども、先送りでもよかったのではないかなというように含めてのお答えがなかったので、ちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 三宅議員の再質疑についてお答えをさせていただきます。

令和6年11月に勧告を受けまして、できるだけ速やかに勧告に従うということで、3月議会の補正のほうで予算計上させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

この問題は、役場の職員の方は言いづらいと思うので代弁して言いますが、要するに前の町長が5分早く来なさいと言ったことがまず問題で、その時点で5分間の給料が支払われるというのは、もうこれはもう法律上どうしようもないことなんです。これが違法かどうかという、別に違法でもないです。

この問題を役場の方が今まで取り上げなかったというのは、これって民間企業でもどこでもあると思うんですけど、要するに朝礼をいつやるかとか、着替える時間がいつかとか、タイムカードはいつ押すかというのは、これ民間でも日本中どこでもある問題なわけで、ただ労働者の方がそれを社長に文句を言うかどうかというのは、その会社の雰囲気とか労働者の気持ちとかというところがあると思うんですけど、この問題は、ああいうパワハラ、セクハラが行われた庁舎内でのいわゆる一つの職員の方の声を挙げたということで、ここまで問題になってしまったという背景がある中で、今の町の体制としては、これはもう公平委員会から裁定が出た以上は、これも速やかに支払うべきなんです。これはもうしょうがないです。これはもうどんな理由があれ、

支払うべきことは速やかに支払う、これはもう法律上当たり前なんです、先ほども三宅議員のほうから質問がありましたが、役場の姿勢として、報告は、正直いろいろ調べたりしたんで、全協の時点で初めてというのは、多分役場側の立場になればこれぐらいなのかなというのは分かります。ただ、資料を議長がやっぱり請求してからしか、全協の後にしか出さなかったという姿勢は、はっきり言ってちょっとあんまりよくないなと私も思います。

この問題の本質は、公務員法で出勤時間が8時半なのに開庁時間が8時半、これが問題なんです、要するに。8時半開庁なのに8時半出社といったら、いや応なしにもう10分払わなきゃ駄目ですし、早く来る方には。じゃあもうみなし労働で早く来るのかという問題を含んでいることを問題視して、これを今、先ほど町長から検討していくという言葉がありましたが、これは本当に早急に、もう45分に開庁にするのか、9時に開庁にするのか。それでこの問題は基本的にはクリアになりますので、さっき検討すると町長からありましたが、ほんと令和7年度中、いろいろ町民に対しての周知とかもありますんで、令和7年度中ぐらいの、本当に本当の早急に解決するというお考えがありますか。それがあれば問題ないかなと思いますので、ご質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 長谷川議員からのご質疑にお答えをいたしたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたとおりでして、開庁時間と勤務時間が同時刻であるということは承知をしておるところでございますし、これは民間においてもそのような状況というのはあるのかなというふうに、いろいろなところからご意見もいただくところでございます。

このことについてを行政としてどのように受け止めるかということですが、実際に、先ほども申し上げましたとおりでして、時間外勤務手当をお支払いして、早めに出てきてくださいと課長の権限の中で行ったり、そういうことはできますけれども、やはりこれは住民サービスの低下を招かないか、そのようなこともやはり検討の中にしていかなければならないというふうには考えております。

近隣市町でも、岐阜市や美濃加茂市などでは実施をしておる自治体も多く見られます。その市町の状況を注視しながら、併せて住民のニーズを把握する必要があるというふうに判断して、すぐに導入するということは、現在は見送ってはおりますけれども、各課の窓口における手続によって、受付から終了まで多くの時間を要するケースもございまして、閉庁間際の来客対応のために時間外勤務が常態的になっていると

いう、そのような現状もございます。

時間外勤務については、本来は臨時的、突発的なものであって、恒常的にかつ必然的な時間外勤務が全庁的に発生しているというような状況は、労働基準法の観点からよろしくないというふうに認識をしております。近隣市町の事例も伺いますと、その前にオンラインのコンビニ交付、住民票などの発行についてのオンラインのサービスが始まったと。この間、岐南町としてはスタートしたばかりでございますけれども、このようにして対応を窓口だけではなくて外でもすることができるという、そのような環境を整えて、美濃加茂市なんかに聞いたところによりますと、オンラインの交付の件数のパーセンテージは70%ぐらいだというふうに聞いております。その70%であるからこそ、開庁時間を短くできたというようなことも聞いてございますので、この少ない労働力、必要な行政サービスを継続していくには、これまでの業務の見直しもするとともに、コンビニ交付導入、さらにオンライン申請等行かない窓口等の普及に力を入れるなど、働き方改革の観点から、職員の能力を最大限に発揮できる職場環境を整備していく必要がありますので、早急に検討をして実施に向けて考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井 明君） 7年度中に行うかということです。

7度中にするかということですね。

○町長（後藤友紀君） 7年度中とはちょっと今すぐにはお答えできないですけども、早急には検討を始めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 長谷川議員、よろしいですか。

○3番（長谷川 淳君） はい。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番 木下でございます。

議長のお許しをいただきましたので、質疑を行います。

今、先ほどの長谷川議員とすごくダブるところがございますが、私としての意見も言わせていただきたいと思いますので、質疑を行います。

一般管理費の時間外勤務手当について質疑を行います。

職員の1日の勤務時間は、条例で7時間45分と定められていることは承知しております。そして、毎日仕事を始める前の準備や朝礼、そして仕事の後の連絡や報告等も、それぞれ必要なことであると思います。

こうしたことから、職員の働き方改革の一環といたしまして、先ほど町長のご答弁にもありましたが、役所の開庁時間を、岐阜市、美濃加茂市、飛騨市は改めました。

それまでは、岐南町同様の8時30分から17時15分が開庁時間でしたが、岐阜市は8時45分から16時45分、美濃加茂市も同じく8時45分から16時45分、そして飛騨市は9時から16時30分という開庁時間に変更しました。

これによりまして、職場環境の改善、業務の効率化も見られるということです。また、加えまして、美濃加茂市では500万から600万の人件費、時間外手当の削減が見込まれております。

今回の時間外勤務手当から、岐南町といたしましても、こうした働き方改革の視点をつなげていくべきと私は考えます。

ただ単に、この時間外勤務手当を3年間の、払えばこれで問題解決とは思いません。そのことをどうかこの働き方改革につなげていただいて、そしてもっと効率よく、そしてまた仕事面もきちっと連携が取れて、その開庁時間からきちっとした仕事が始められるように、そういったことも考えた上の、これは大きな課題だと思います。ぜひ実現していただきますように、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〔「質問になっていますか」との声あり〕

○10番（木下美津子君） おかしいね、すみません。

どのようなお考えであるかをお聞かせいただきたいと思います。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 木下議員のご質疑にお答えをしたいというふうに思います。

こういった件をきっかけにしてはどうかという大変ありがたい質疑であります。大変感謝申し上げます。

町といたしましては、まだ、先ほども申し上げましたとおりですけれども、2月からコンビニ交付がようやく始まったばかりでございます。これから業務の精査や住民の皆様のご意見を賜りながら、夜間延長や土・日の開庁も併せて、開庁時間については早急に検討をしてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第18号 令和6年度岐南町一般会計補正予算について1点質疑をさせていただきます。

議案の24ページにあります教育費、総合調理センター費の中にある調理員の派遣委託料が減額補正で847万6,000円マイナスになっています。

で、この金額が結構大きいなという印象ですね。例えば常勤の職員の方で、正職員と同じぐらいの平均年収で400万だと2人ぐらいが年間いないよと。で、パートさんでしっかり働いて、300万ぐらいの人でも3人近くいないよと。200万ぐらいの人だと4人いないよとかというような感覚で、実際のこの847万6,000円がどのぐらいの人数が現状この1年間足りていなかった状態が続いていたのかなということをまずお答えいただきたいです。

調理員の不足というのが課題にずっとなっていて、それは皆さんもご存じだと思うんですけども、これが今現状、ちゃんと学校に給食が出せているという状態で、運営に支障を来すというような状態ではまだないのかもしれないんですけども、今後、今、民間の飲食店とかいろんな企業とかでも、人材を募集してもなかなか人が集まらないうと、雇用活動がなかなかうまくいっていない状況の中で、年数がたっていくと、今働いてみえる方もだんだんと年数を重ねていって、体力的にきつい仕事でも働けなくなってくるというような状態が早晩来るんじゃないかなと。そのときに、運営が困難になって、給食が提供できないよというような状態になっては困るわけなんですよね。

なので、この今現状マイナス847万6,000円という予算のこの内訳、どれぐらいの人数が今現状足りていないのか。いろんな補充とか、職員がヘルプで行ったりとかしているという話も聞きますけれども、あと何人ぐらい必要なのか。その確保に向けて、ただただ足りない足りないと言っているだけではなかなか集まらないので、具体的にどういうふうに今後この問題について解消されていくのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 加藤議員の質疑にお答えいたします。

令和5年度の会計年度任用職員の調理員の人数は13名でございました。令和6年度に会計年度任用職員の募集をしたところ、2名の増員がありまして、今現在は15名となっております。

実際に調理業務に必要な人数は19名となっております。今現在4人の派遣職員の方で対応しているところであります。昨年度から2名増員の15名となっており、当初予算で計上した派遣調理員の人数が必要ではなくなったので減額補正をするものでございます。

学校給食における調理員の人数不足は全国的に課題であり、岐南町もその例外ではありません。本町では調理員を会計年度任用職員と派遣職員で確保しておりますけれども、これからも安定的に調理センターの運営を行うため、調理業務の外部委託も問

題解決の方法の一つであると考えております。

学校給食をストップすることはできません。一方で、調理員の確保は今後ますます難しくなっていくことが予想されますので、あらゆる方法を検討し、対応してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 他に。

5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） 5 番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、この補正予算について質疑のほうをさせていただきますと思います。

先ほどから皆さんが質疑のほうをなされている、款02総務費、項01総務管理費の01一般管理費のところの時間外勤務手当のところについて、全部で13点ほど質問がありますが、簡潔にお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の時間外手当については、既に執行部側から見解や対応というものでご説明をいただいているところであります。

見解のところでは、今回の件、労働基準法第32条における労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう。これには、就業を命じられた業務の準備行為等、事業所内において行うことを使用者から義務づけられというような内容になって、これに基づいてのお話になっているのかなと思っております。

私としても、この労働時間に該当するか該当しないか、当然該当すれば法に倣って支給が発生するというふうに判断をするということでもありますので、質問のほうをちょっとさせていただきたいと思います。

まず1点目、小島前町長から令和3年2月26日の部長会議で、8時25分に朝礼をするために出勤するように命じられたということですが、この部長会議場では、そもそものどういう思い、前町長のご自身のお考えがあつて、このような話、説明がなされていたのか、これが1点目。

2点目、岐南町のこの朝礼というのはどのような内容であり、これについて先ほどの、朝礼をするようにということのお話について、全職員が朝礼を8時25分より一律で開始をしていたのか。また、その際には8時26分、27分といった遅刻者はどのような取扱いであったのか。

3点目、このお話の出た当時の副町長は坂口前副町長、総務部長は朝倉前部長、傍島副町長は議会事務局長を務めておられたと思います。

当時、このお話について、傍島副町長はどのように受け止められ、また部長級のおのおの方はどうのような反応を示されておられたのか。

4点目、議員に配付された説明書によると、令和5年12月13日に公平委員会へ措置要求が行われたとの記載がありましたが、事前に上長などに相談や申立てはあったのか。既に第三者委員会の調査は行われており、ハラスメント事案より半年近く経過し、状況が変わっており、職員や上長も何かしらのお話が出ていてもおかしくないというふうに思っています。これも一種のパワハラのものかなというふうに認識した部分ではありますが、第三者委員会の報告書にもこういった記述はあったのか。

5点目、前町長が辞職した令和6年3月5日までの期間において、割増し賃金を計算するというふうにご説明いただいておりますが、翌日以降はない理由について。そして中止命令を出されたのは副町長と伺っておりますが、どのような形で命令を出されたのか。なぜそのような指示を出されたのか。この時点で割増し賃金が発生するという認識はあったのかないのか。

私の知る限り、職員はこの副町長の中止命令を聞いたことがないということ。3月6日以降も朝礼を続けていた部署があったということを認識しています。

6点目、各フロアごととは分かりかねる部分ではありますが、当町に当番制のようなものがあり、例えば税務課などのシステムの起動、照明や冷暖房の始動、カーテンを開ける、お湯を沸かすなどの始業前の準備のために定時より早く出勤している者、終礼を定時後に行っている場合の時間に関しては、どのように取り扱っているのか。

7点目は令和6年4月17日に公平委員会から当庁へ通知がなされ、同年8月15日には個別計算をして支給するとの回答がされたというふうに伺っております。これは、前町長の話が労働時間とされる指揮命令下にあると判断したということにあると思いますが、その根拠を判例や法令に基づいたご説明をお願いします。これを労働時間とし、執行部も5分前出勤分に賃金を支給することについて誰も異論はなかったのか。

8点目、公平委員会の勧告を受け、職員の勤務状況の聞き取りなど、どのような調査を行ったのか。また、職員全体が5分の割増し賃金が発生し、これを受領するという見解であったのかどうか。

9点目、令和6年11月19日に措置要求の判定に伴う勧告があったとされますが、公平委員会がその勧告に至った理由をぜひお聞かせください。

10番目、8月の時点で支給するという意思を伝えられているならば、遅くとも12月補正でもよかったのではないのでしょうか。また、その経緯や意思決定をしたことを事前に議会に説明をなされなかったのはなぜでしょうか。

三宅議員の先ほどのご質問につながる部分があったとは思いますが、いま一度お願いします。

新聞にも取り上げられるくらいの重要な内容であることは容易に推測できたかと思

いますが、いかがでしょうか。

これも既にご答弁いただいたかもしれないですが、11点目、近隣市町の始業前の出勤などについて、おのおのの町管理体制はどのようになっているか、確認はされたでしょうか。

12点目、先日の岐阜新聞の分水嶺では、前町長が登庁時に起立して挨拶を求め、そのために5分早い出勤を命じたとありました。行政側の説明では、5分前に出勤し、朝礼を実施するように命令したとありますが、なぜこの違いが出てきているのでしょうか。

最後、13番目です。

今回の割増し賃金の計算期間の起算時より、かつて部長級、その後副町長という立場でありながら、今回の件について管理監督者として管理不足であったことについて、また行政の執行部として責任を負われる考えはお持ちでしょうか。

以上13点になります。すみません、長くて大変申し訳ないですが、ご答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の質疑にお答えさせていただきます。

1番目のご質問、部長会議の中でどのような説明がされたのかについてお答えいたします。

部長会議において、町長からの連絡事項の中で、朝礼については8時25分から必ずやるようにという命令が出されており、その後の課長会議により全職員に周知されました。

続いて、2番目のご質問、朝礼の内容、開始状況及び遅刻者の取扱いについてお答えいたします。

もともと自主的な出勤により、朝礼は情報共有の場として重要な役割を果たすため実施をいたしておりました。内容につきましては、挨拶から始まり、連絡事項や業務の進捗状況を報告しておりました。基本的には全員参加でございましたが、交通渋滞や家庭の事情など、やむを得ない理由により間に合わない職員もおりましたが、職務命令が出ている以上、形式的には遅刻でございしますが、軽微な違反であり、注意や指導を行い、改善を促しました。

続いて4番目のご質問、事前に上長への相談はあったのか、パワハラの一環として認識されていたのかについてお答えします。

事前に総務課において相談等はなかったと認識しております。また、民間企業において時間外については是正を受け、支払わなければならないという事例があるという認

識はございましたが、当時の命令権者の小島前町長に対し、時間外手当の支給対象であることについて明確に説明することができる状況ではなく、そのままとなってしまいました。

なお、第三者調査委員会の報告書には、業務上必要性、相当性を欠くものと言わざるを得ず、パワハラ行為に該当すると判断されております。

続いて6番目のご質問、始業前の準備や終礼を定時後に行っている場合の取扱いについてお答えいたします。

各所属長から業務に直接関連する準備行為であり、明確な指示に基づいて行われている場合、その時間外については労働時間として認められるため、特定の業務を行うために必要な準備の場合、時間外命令を命じるように各所属長には指示を出しております。

続いて7番目のご質問、労働時間とされる指揮命令下にあると判断した根拠についてお答えいたします。

令和7年、（オ）2029、三菱重工業長崎造船所事件において、労働時間の取扱いについての判決が出ております。

申し訳ありません。平成7年（オ）の2029です。三菱重工業長崎造船所事件において、労働時間の取扱いについて判決が出ております。

労働基準法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。

そして、労働者が就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務づけられ、またはこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解されるという判決が出ており、朝礼については8時25分から必ずやるようにという職員に対して義務づけられたものであり、小島前町長の話ではなく指揮命令であるのは明らかでございます。よって、労働基準法第32条における労働者が使用者の指揮命令下に置かれている状態であるため、労働時間であると判断しております。幹部についても、支給することについては異論はございませんでした。

続いて8番目のご質問、聞き取り調査及び職員は受領するという見解であったかに

についてお答えをいたします。

勧告を受けましたが、これは支払うべきであるため、調査は実施いたしておりません。例えば、時間外勤務手当を支給することで収入が増えてしまい、扶養から外れてしまうので手当を受けたくないと申出があっても、これは町として支払うべきものであり、職員として受け取るしかないものであると認識しております。

続いて9番目のご質問、公平委員会がその結果に至った理由についてお答えいたします。

公平委員会の措置要求において、労働者・職員が雇用者・町に対して、特定の措置を求め、自らの権利を主張するために正式に申立てが行われました。

それにより、公平委員会より町に対して具体的な措置を講じるよう求められたため、町といたしましては、令和3年3月1日の朝礼の実施から、町長の指揮命令下に置かれた労働時間として5分間の時間外手当を令和6年3月5日まで支給すると回答し、公平委員会から措置要求の判定の勧告を受けました。

続いて10番目のご質問、12月補正での対応ではなく、今回3月補正での上程となったのか。また、議会の事前説明がなかったことについてお答えいたします。

8月の時点では、措置要求に対する町の対応案を示したものであり、その判定が出ない限り、実際の支払い準備に取りかかることはできないため、12月議会において、その業務量からは到底間に合わないものでございました。

議会に対しては、対象人数や支払い総額がその時点では不明確であるため、報告については差し控えをさせていただきました。

続いて11番目のご質問、近隣市町の始業前の出勤など管理体制はどうか確認したのかについてお答えします。

今回の件についての他市町の状況は確認しておりません。他市町の始業前の管理体制は多様であり、それぞれの取組から学ぶ点は多くあります。

今後は、他市町との情報交換を行いながら、よりよい職場環境の整備に努めてまいります。

12番目のご質問でございますが、岐阜新聞の分水嶺に記載されているのは、第三者調査委員会の報告書の40ページに記載のある文面でございます。

町行政側の説明では、令和3年2月の部長会議の前町長の命令を記載しております。

すみません、飛びましたけれども、5番目飛んでおりました。

〔「2番をもう一回ご答弁いただいてもいいですか」との声あり〕

○総務部長（堀場康伸君） 小島町長が辞任され、副町長が町長職務代理者となる際

に、臨時の部長会議が開催され、その会議の話し合いの中で、5分前朝礼はなしにしよう、必要があれば時間内に実施しようというふうに決定したと記憶いたしております。

また、割増し賃金の発生の認識につきましては、岐南町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の調査報告書におきましても、早出出勤分が時間外労働としてカウントされていない等の記載もございましたので、時間外勤務に該当するという認識はございました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番をもう一度。

○総務部長（堀場康伸君） もともと自主的な出勤により、朝礼は情報共有の場として重要な役割を果たすため実施をいたしておりました。内容については、挨拶から始まり、連絡事項や業務の進捗状況を報告しておりました。基本的には全員参加でございますが、交通渋滞や家庭の事情など、やむを得ない理由により間に合わない職員もおりましたが、職務命令が出ている以上、形式的には遅刻でございますが、軽微な違反であり、注意や指導を行い、改善を促しました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 松本議員の今の議案第18号に関する質疑の3つ目のご質疑ですね。

前町長の話の受け止めと部長級職員の反応ということにお答えいたします。

私は、当時の2月26日の部長会議での細かな記憶というのはあまり定かではございませんが、この指示が出る以前からも、ほとんどの職員が8時25分以前には出勤し、おのおの始業前の準備をしている、そういう状態で行ったので、この部長会議での指示が出たときは時間外勤務に当たるのではないかと可能性は認識はいたしましたが、明確には労働基準法に適用されるかどうかという判断はつきませんでした、その時点では。坂口前副町長やほかの部長の反応というものもしっかり覚えておりません。

そして、13番目のご質問なんですが、私の責任ということでございますが、今回、公平委員会の勧告があって、当然支払うべきものでございますので、お支払いするということになるわけなんですけど、この件に関しては直接的に副町長の立場の責任というのはないというふうには考えておりますが、今後は当然このようなことのないよう、払うべきものは適切な時期に払うという当然のことでございますので、そこら辺の法令遵守につきましては徹底していただきたい、また自分も含めて徹底していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、ちょっと数点、再質疑のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど副町長がお答えくださった、当時、このお話については、おのおのの部長級の方の反応もそうなんです、時間外に当たるとは、そういうふうには思わなかったというような、私も多分この話を聞いたら、30分前に来いよとか、1時間前に来いよだったら、時間外発生しますよという認識はあると思うんですけど、ちょっと5分前というところの部分で、なかなかそういう認識に、通常の常識の範囲でいうならば、今はちょっと時代が違うのかもしれないですけど、なかなか気づけなかったのかなというところは理解できます。

質疑なんです、1番目の、私、先ほど質問で、どのような発令というか、話のところはあったんですけど、そもそも小島前町長からどういった状況があったので、こういう8時25分には朝礼をするように出勤しなさいよという指示が出ているはずなんです、要はその経緯の部分をお尋ねしたいので、当然説明があったと思うんですよ、そこの経緯をお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですね。

これについても基本的にはどうのこうのというご答弁をいただいていますけれども、先ほどの指揮命令下もそうですし。勤務時間というふうに捉えるならば、通常、命令ですからね、基本的にはなんて話ではなくて、当然8時25分には当たり前のように出勤する。遅刻をしていけば、それは軽微とも言えない服務規程違反にも触れるような内容でもあると思うんですけど、いま一度、全員が8時25分の朝礼を開始していたのか。おのおの、じゃあその確認はできているのかというところもぜひお聞かせいただきたいと思います。

5点目ですね。

その後の部長会議の中で取りやめましょうねというようなお話があったとのことですが、それが業務命令で、当然3月6日以降は勤務時間としてはカウントしないということですから、同様に業務命令ということになるかと思うんですけど、そこの部分がどういった形で、課長ほか下ですね、職員まで行き渡っているのか。私、先ほどお話しさせてさせていただいたように、中止命令を聞いたことがないという職員の方、実際に聞いておりますので、お話を聞きましたので、この6日以降も朝礼を続けておられた部署もあったということですので、この点、いま一度お答えのほうをお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午後 0時29分 休憩

午後 0時38分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の再質疑についてお答えをさせていただきます。

岐南町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会調査報告書の40ページの中に、時間外朝礼の強要というところで挙がっております。

ちょっと読ませていただくんですが、岐南町の始業時間は午前8時30分であるところ、町長は職員が自身よりも遅く出勤することを嫌い、自身登庁時、おおむね8時25分ぐらいまでには登庁していたんですが、には全職員が起立して挨拶することを求めていた。その結果、職員はそれよりも前の出勤を強制されていた。実際、明確にこうした出勤時間を文書により指示していた課も存在した。もっとも、正規の勤務時間より早出勤分については、時間外労働としては全くカウントされていなかった。

町長の指示は、定められている始業時間を見捨てる命令であって、またその目的もトップである自らの登庁時に全職員からの挨拶を求めるためのものであって、業務上の必要性・相当性を欠くものと言わざるを得ず、パワハラ行為に該当するものと判断するという記載がございます。

当時の部長会議においては、多分こういう背景があって、25分に出勤して朝礼をやるようにという指示があったと思われます。細かい説明とかはありませんでしたので、25分に朝礼をなさいという指示でございました。

2つ目につきましては、各部署においてそれぞれ朝礼を行っておいりましたので、全職員が参加しているかどうかというのは把握はしておりませんけれども、今回の時間外勤務手当を支給する際には、こちらのほうもパソコン等の出勤時間のスイッチによって確認いたしております。

本来の勤務時間、就業時間というのは、8時半から5時15分ということでございます。今回の8時25分から8時半につきましては、時間外勤務というところで、職務命令違反ということではありますが、遅刻という認識はございません。

ただ、先ほども少し触れました町長の職務命令が、必要性・合理性を欠く命令であったということから、処分ということまでは考えておりません。

最後、挨拶の命令の関係ですね。挨拶につきましては、先ほどの答弁でもちょっと言いましたけど、5分前に挨拶をしようというのを取りやめを町長が辞任された後、副町長、職務代理者との話合いの中で、5分前の朝礼はなしにしようという意味で

ございますので、朝礼、それぞれの部で、必要なところは時間内に行っていたところはあるかと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

すみません。再質疑、再々質疑ということになるかもしれないですけど、ちょっと先ほどのご答弁でいただけていない回答になると思うんですけど、要はまた、またという言い方はちょっといけないです。一番、業務命令として、職員までどのような形で命令が出されているのか。要は、3月5日までは前町長の指揮命令下というか、その命令が出されてずっとそれが続いてきているわけですから、6日から今回計算されていないということは、当然業務命令としての扱いで命令が出されているはずなので、私が言ったところもちょっと答弁ないですけど、職員がそういうお話を聞いたことがないというところであったりとか、朝礼というところの部分についても、ちょっとご説明をいただけていないように感じるんですけども、改めて質問させていただいておるところでもありますので、ご答弁をお願いします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の再々質疑についてお答えいたします。

3月5日の臨時部長会議において副町長から出されたというふうに認識しております。5分前の朝礼はなしにすることです。必要があるところは時間内に、8時半以降ですね、というふうに出されたと認識しております。以上です。

○5 番（松本暁大君） だから、それはどういう形で下まで行くんですか、皆さんに。

○総務部長（堀場康伸君） その後、当然各部で課長会議がありますので、課長会議からそれぞれの課長が知って、それからまた課長が課員に知らせるという形になります。

○5 番（松本暁大君） 質問にもしているんですけど、そういう話は聞いたことがないという職員も結構おられたりする。そこについての答弁がかみ合わない。答弁の内容とかみ合わない。ご答弁いただけていないというか、かみ合っていない部分がある。だって、業務命令なんでしょう。

○3 番（長谷川 淳君） でも今のも聞いていなくても、しましたという答弁で終わらないですか。

はい、次に。

○5 番（松本暁大君） 了解です。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） 4 番議員 村山です。

私も議案第18号の一般会計補正予算、時間外勤務手当について質疑をさせていただきます。

補正額1,092万6,090円は、頂いた資料1の資料によりますと、パソコンの電源を入れたログイン時間を参考に計算したとのことであります。

8時25分までにパソコンの電源を入れていない職員、たまたま当日休んでいる職員、あるいは短時間勤務の職員、あるいは遅刻した職員など、パソコンの電源を算定基準にすると、本来手当を支給してはいけないケースもあるんじゃないですか。例えば、朝礼後に電源を入れた職員は把握できないんじゃないですか。ましてや、退職された職員は、個人情報保護の観点など、どうやって調べたのですか。

そうであるならば、補正額の算定根拠を私は疑わざるを得ません。推測で補正額を算定したと受け止められやすいと思います。もう既に職員間の不公平が生じている可能性があると言わざるを得ません。町民の税金で職員の手当を支給しているため、なおさら厳格さが私は求められていると思いますが、使用者である町長のご答弁をお伺いいたします。

全協で説明を受けた際には、手当の単位時間は15分ですと聞きましたが、なぜ補正額の算定基準は5分なのかをお聞きしたいと思います。

朝礼の5分に手当を出すということは、先ほど松本議員の質問にもありましたが、それ以前、当番として8時過ぎに出勤している当番の職員の手当、時間外命令に当たるというご答弁もありましたが、そういったことも踏まえますと、これも1点目の質問に関連しますが、やはり手当の算定勘定が井勘定的に思えて仕方ありません。算定基準、算定根拠を町民の皆様に分かりやすく説明をしてもらいたいと思います。

続きまして、この資料1に基づいて、ちょっと質問いたします。

令和5年12月13日に公平委員会への措置要求があったと。職員の方が訴えたのでしよう。町はこれをいつ知ったのか、お伺いしたいと思います。

そして、令和6年4月15日に公平委員会からの説明が岐南町に通知されたということでもあります。できる限りそのような資料内容をお示ししていただければ、お示ししていただきたいと思います。

町は令和6年5月17日に回答をしてみえるようです。このときに、公平委員会からの措置要求があったということを6月定例会に示すことも可能だったのではないかと思います、その点もお伺いしたいと思います。

そして、令和6年4月17日に措置要求の事実調査依頼がありました。措置要求の事実調査依頼に対して、町はどういう調査をしたのかもご説明願いたいと思います。

さて、令和6年11月19日に公平委員会から勧告がなされたとのことではありますが、

公平委員会から出された正式な結果を、なぜ議会や町民に知らせることもなく今日まで公表しなかったのでしょうか。その理由をご説明いただきたいと思います。

あからさまな、私は議会軽視じゃないか、あるいは町税の適正な使い道を審議する十分な機会を設けず、今日の一部採決だけで決定することは町民が納得しないと思います。本当に前町長の指示であったのか、また命令があったのか、業務命令は文書化されているのか、口頭で言っただけなのか、町の就業規則は変更されているのか、様々な問題が考えられます。5分前朝礼に異議を唱えた人は一人もいなかったのか、なぜ今まで放置されていたのか、放置してきた使用者としての町長の責任はないのか、お尋ねいたします。

次に4つ目。後藤町長になってから、朝礼や終礼の在り方について、職員に対し、いつ、どのような指示や指導を行ったのかお聞きしたいと思います。

8時25分の朝礼実施を解除した業務命令はいつ発せられたのか。先ほどの松本議員の質問と若干かぶりますが、私も職員の数人の方に聞き取りをいたしました。このような業務命令は一切ないとのことであります。ご答弁願います。

5つ目。職員数人によれば、令和6年3月6日以降も朝礼を続けられていた、いわゆる業務命令に関係なく8時25分に朝礼をしていたということであります。4月15日に後藤町長が就任してからも続けていました。8時30分から開庁されるわけですから、その前に来るのは暗黙の了解だと考えてみえた。こういった職員の方からの証言もありました。なぜ令和6年3月5日までの3年間の遡及で算定されたのかお伺いしたいと思います。本来なら、後藤町長が朝礼を中止したのであれば、その日から算定するのは当たり前じゃないでしょうか。

6つ目。今回のマスコミ報道を受けて、全国の自治体に与えた影響は計り知れないと思います。その点、町のトップとしてどのようなお考えを持ってみえるかお聞きします。

7つ目。第三者調査委員会の報告というのは、昨年2月27日に出ました。先ほどのご答弁でも、この時間外勤務の問題は報告書にも出てたようであります。であるならば、行政として第三者調査委員会の報告を受け取った時点で、もっと速やかな対処ができたのではありませんか。

今回の公平委員会の勧告を受けてやってみえるようではあります。役場職員の服務規程をどのように整備し、今後再発防止につなげていかれるのかもお聞きしたいと思います。

職員の働き方改革について、トップである町長のご意見を聞きたいと思います。町民最優先、あるいはプロセスを大事に考えてみえる町長ですから、明快なご答弁をい

ただけると思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の質疑についてお答えいたします。

公金の支払いについては、原資は町民の皆様からいただいた税金でございますので、手続の遵守、透明性の確保については、行政の信頼性に大きく影響するものであることは認識をいたしております。

今回の時間外手当につきましても、支払いについては一律ではなく、出勤の確認ができていない職員にのみ支払うこととしており、手当を支給してはいけない職員への支払いはいたしておりません。退職した職員についても、労働基準法に基づき法定労働時間を超えた場合は支払わなければならないと定められていることから、当然、退職者の方へ連絡し、適切に処理をいたします。

全協での説明で15分と言った記憶は、すみません、少しございませんが、手当の単位の時間は1分単位でございます。同月、同じ月中に30分時間外をした場合、30分ですと切り上げて1時間の時間外支給をいたします。逆に30分未満につきましては切捨てとなります。これは厚労省通知の労働基準法関係解釈例規について算定方法が定められております。今回の5分間の基準については、小島前町長が挨拶を8時25分から実施するようにとの指揮命令が出たことに発するため、指揮命令下により、前の出勤については自主出勤として取り扱うため、時間外手当の算定には含んでおりません。

公平委員会の勧告につきましては、議会について、議会への報告をしなかったことにつきましては、対象人数や支払金額が確定しない中、先立って報告することにより混乱を招くと判断をいたしましたため、正確な数字が分かったこのタイミングでお知らせすることといたしました。

今回の支払いについては、労働基準法第37条において、法定労働時間を超える時間外については割増し賃金を支払わなくてはならないと明記されているため、審議する必要はないと認識しております。業務命令の文書化については、小島前町長の一連の職務命令は指揮命令として全職員に周知されており、文書化する必要はありません。

就業規則については町にはございませんが、代わりとなるのは岐南町合同庁舎管理規則があり、こちらには第4条において、出入口の開閉として日曜日、土曜日及び休日を除き午前8時半に開き、午後5時15分に閉じるものとする定めがありますが、開庁事項の変更はありません。

また、職員の労働時間を定めた岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例にて、第3条に1日の労働時間を7.75時間と定められております。これにつきましても、労働時間を超えた部分については時間外手当対応で何ら問題がないので、変更する必要

はございません。

5分前朝礼に異を唱えることについて、地方公務員法第32条に法令等及び上司の職務上の命令に従う義務について定めがございます。これにより、職員は上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと明記されており、これに反すると分限・懲戒処分の対象となるケースも想定されることから、議員がご指摘する放置してきたということにはならないと認識しております。

小島前町長の命令において実施されたものであるため、その命令を解除した以降につきましては、各課の自主的な判断で実施しているものであるため、労働時間とはカウントいたしておりません。

また、公平委員会の途中経過につきましては、審査中のため報告することはできないものと認識しております。

労働環境の改善や働き方改革が進む中で、前町長の命令が出ていた以上、朝礼のための5分間という短い時間でさえ、労働基準法の適用を遵守し、適切な労働時間として対応することは、労働者の権利を尊重した適正な判断であると認識いたしております。挨拶のための5分前出勤を再度命令されるようなことはないと思いますが、様々な法令を遵守し、職務を遂行していかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員のご質疑にお答えをいたします。

これは大切な町民の皆様の税についてのことでございます。前町長のあり得ない命によって発生したことでございますし、またその当時は組織内が混乱の中にあったということがよく分かっていただけたかと思っております。

支払いにつきましては、感情的な意見も多々あろうかと思いますが、法に基づいて対応をしていく、それが公務員、また行政としてあるべき姿というふうに考えておりますし、組織の風土改革など今後は取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑はございますか。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、何点かあったんですけど、かぶるところもありますので、大きく2点ほどに絞って質問させていただきます。

今の報酬等のところでございますが、この金額の根拠というか、その明細等ですね、要は事前にパソコンの電源を入れたらということで、対象になっている方はパソ

コンを全部お持ちである方なのかということと、これ個別で当然確認をされておるとは思うんですけど、そもそもの話、各部署によっては事前に準備していかないかんともあって、10分前、20分前に来てみえる職員もあるんですが、そういったのも今の5分のところに入っているのかどうかですね。

それともう一点は、今回の前町長の話で5分というのが出ているんですけど、同様に部長であるとか課長であるとか、そういった方から、あしたいろいろあるからちょっと早く来てくれと、10分前に来てくれとか、30分前に来てくれと、そういったことが当然可能性としてはあるかと思うんですけど、そういったことを調べられたのかどうか。今後のこともありますので、当然ながらきちっとその辺もしていけないといけないんじゃないかなと思いますので、もしそれがあれば、今回のところに足すべきではあると思うんですが、それを行っているかどうか。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩します。

午後 1時03分 休憩

午後 1時04分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松原議員の質疑についてお答えいたします。

パソコンにつきましては、職員が登庁時、必ず電源を入れて出社を押すようにという指示をしておりますので、パソコンの性能によって電源を押してから出社を押すまでのタイムラグがあるということで、今回はスイッチを入れたところで処理をしております。また、管理職が特別に……。

○7番（松原浩二君） 全員。

○総務部長（堀場康伸君） はい、全員。全員というか、もうやいで持っているところもありますけど、それでも確認できますので、個々の出勤時間については確認ができますので、はい。

また、管理職から特別に早出してくれという指示があった場合ですね、これについては通常どおり支払いのほうはされているという認識をしております。以上です。

○議長（櫻井 明君） 松原議員、よろしいですか。

○7番（松原浩二君） 2つ目の。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松原議員の質疑についてお答えします。

今回の5分前出勤と特別に1時間前の早出時間については、二重にかぶっているこ

とはございませんので、その辺も確認をいたしております。

○7番（松原浩二君） 普通に10分前、20分前に来ておった人も、今回計算に入っておるんかね。

○総務部長（堀場康伸君） いや、入ってないです。職務命令がない方、特別な事情があって所属長が何分前に来なさいという命令がなかった場合については、入っていません。今回の分とは別です。あくまで今回は、5分前に朝礼に来なさいというところですので、その部分ですので。自主的にスムーズに業務が始められるように、自主的に来たものについてはカウントはされていません。入っていないんですが、ただ、今回は職務命令という形で出ていますので、令和3年の3月から令和6年の3月までの分については職務命令ですのでカウントされております。

○7番（松原浩二君） 入っておるんやね。

○総務部長（堀場康伸君） はい。

○7番（松原浩二君） 部長、課長のやつは。

○総務部長（堀場康伸君） 部長、課長については管理職手当をいただいているので、時間外勤務手当はございません。

○7番（松原浩二君） 部長、課長は命令で出しておる。

○総務部長（堀場康伸君） 命令を出した場合、はい。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

今ご答弁いただきましたんですが、2つ目のところは部長とか課長から、いろいろやることもあるから10分前に来てくれとか、20分前に来てくれというのがあったときに、当然報酬が発生することではないのかということで、今回の件についてもそれを調べられて足してあるのかどうかですね、それをお尋ねします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 質疑についてお答えをいたします。

部長、課長の命令で早出した場合についても、時間外手当としてお支払いのほうをしております。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

（質 疑 な し）

〔「議長」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 5番 松本議員。

○5番（松本暁大君） 5番 松本、修正動議。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは協議会室にお集まりください。

午後 1時11分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま、5番 松本議員より本案に対して修正の動議が会議規則第16条に基づき提出されました。

なお、地方自治法第115条の3の規定によりこの動議は成立いたしております。

修正案は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

これにより、提出者の5番 松本暁大議員の説明を求めます。

松本議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議案第18号 令和6年度岐南町一般会計補正予算について修正案のほうを提出させていただきましたので、まずはその提案説明をさせていただきたいと思います。

内容としたしましては、議案第18号 令和6年度岐南町一般会計補正予算の一部を次のように修正いたしたいものでございます。

修正の内容につきましては、第1条中「100億5,925万1,000円」を「100億4,832万3,000円」に改め、歳入歳出補正予算のうちの一部、款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、節01報酬20万3,000円と節03職員手当等1,072万5,000円を削除するものでございます。

本案件につきましては、もちろん労働等に対する報酬をお支払いすることは当然ですが、金額が大きいこと、提案説明後の新聞報道などに対する町民からの反響も非常に大きく、納税者である町民の理解を得られるよう、また今後このようなことが発生しないよう精査した上で改めてご提案していただきたく、修正案を提出させていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明について質疑をお受けします。質疑はございませんか。

3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

この提案理由についてちょっと疑問を持つところがあるので、3点質問させていただきます。

お支払いすることは当然ですがとありますが、まずこの金額が大きいことを載せて

いるんですが、じゃあこれは金額が少なかったらいいのかどうかと金額が大きいとは幾ら以上なのか、この基準を教えてください。

もう一つ、これはなぜかという、今、失笑とか出ましたけど、いや、だったら別にこれは載せなくていいじゃんと個人的に思っているの、これを載せた理由にもなると思うのでお聞きします。

もう一つですね。今後このようなことが発生しないよう精査した上でとありますが、先ほどの質疑とかで私個人的には議論をし尽くされたなとは思ったんですが、その上であえて提出されているので、そもそもこれはなぜ起こったとお考えかを教えてください。

そしてもう一つ、改めてご提案していただきたくありますが、私個人的にはこれは公平委員会で出たので、この物事の本質の問題はクリアされている問題が1つ、前町長が辞められたということと、今後この開庁時間とかを合わせてその働き方改革というところをさっきやっていただけという話だったので、今後に期待してという部分があるんですが、松本議員の考えるどのような状態、どのような説明があれば今後納得されるのかというところを、この3点をちょっと教えてください。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

長谷川議員のご質問にお答えのほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目、説明中の金額が大きいことというところについて、金額の基準であるとかどういった点で金額が大きいという、そういう判断をされているのかということですけども、すみません、私の誤りの部分もあるかもしれないですけど、ざっくりではないですけど、単純に今回の金額でいう1,092万円という金額ですね、確かに金額の大小の話では、多寡ではないとは思っておりますけれども、1,000万円を超える金額という、じゃあ幾らからそれだけの金額なのかと言われると非常に難しいところではありますが、おっしゃられるように、ここの説明上でそういうふうに、金額が大きいことというふうに載せると説明が必要になるかなという意味合いではここの部分はなくてもよかったのかなと思うところではありますが、私自身の認識としては、単純に1,000万円という額はやっぱり自分の中では大きい金額ではないかという解釈と、今回の件については金額の多寡ではない、大小ではないというふうに認識をしております。

2番目なんですけど、2番目は何でしたっけ。

〔「なぜ今回そもそもこういう問題が起こったかということですね」との声あり〕

○5番（松本暁大君） 2番目のご質問ですね。

なぜ今回このようなことが起こり得たのかと、5分前の割増し賃金が発生することになったのかということでもありますけれども、ここは私の考えの部分のところにもつながってくるところになるんですが、今回の件、前町長の発言の意図としては、これは8時30分の開庁における勤務姿勢についての心構え、例えば5分前ルールなどの一般論、社会通念上の常識を述べている、そういうことに私はすぎないというふうに解釈しておりました。

例えば、8時半ぎりぎりに駆け込んでくる姿であったり、当然8時半から開庁時間になっておるわけですから、そのときに住民サービスを行う場面でその準備ができていないとか、態勢ができていないということについては、どういう、いかがなものですかと、そういった趣旨でこのものはあったのかなというふうに思っています。

仮に、命令として捉えられるようなものというのは、この件とは別で文書で、たしか何たらの心得みたいなものが出されて、壁に掲示されていたようなことを記憶しています。

今回のなぜ起こったというところにもなるんですが、私は先ほどの質問でもそうなんですけれども、今回の状況が、実態ですね。実態としてこれが労働時間と判断されるのかどうか、私は先ほどこの常識の範囲内とか一般的なルールとか、その辺のお話をさせていただいたんですけれども、ここの部分が労働時間として判断されるのか否かで判断されれば、当然、割増し賃金であったり、そういった賃金は発生するものだというふうに考えて、なるかとは思いますが、私自身はちょっとその部分がまだ明確に判断できないのではないかとというのが先ほどのご答弁いただいたところでも感じているところではあります。

先ほどのお話でもありましたけれども、職員全員が一律町長の発言に従って朝礼や業務をしていたならば、口頭であろうと業務命令、すなわち業務時間として捉え、法に従い当然支給しなければなりません。同時に、遅刻者にはペナルティーや服務規程違反として罰則が科されている、そういうものであるというふうに、それが労働時間、そういった認識になるのかなというふうには思っておるんですけれども、実態としては特にここが管理されているというわけではなさそうなお話、26以降についても特段何かこう罰則規定とか、そういうものがあったわけでもない。曖昧な状態であるということなれば、そもそもこれは業務命令、業務時間として判断できるものなのかというところを疑問に感じているところではあります。

ただ、業務命令と信じて遵守し出勤されておられた職員については、もちろん支払わなければならないと思いますし、先ほどの3月6日以降ですね、これも業務命令としてちゃんと下りてきていなければ、3月6日以降で出勤して朝礼等を行っておられ

る方にも割増し賃金の部分は発生しているものではないかなというふうには思っております。

というところでよかったですかね。

最後。

〔「今後どういう説明があれば納得されるか」との声あり〕

- 5番（松本暁大君） 本質、先ほど長谷川議員の、最後ですけれども、ご質問でいただいたのは、先ほどの行政側のご答弁では前町長の辞職もそうですし、方向性というか、ご説明を十分にいただいている状況に、改善点はご説明をいただいているかと思うがということについてですけれども、言ってしまうと、ここの文章上にも、また今後このようなことが発生しないように精査した上でという、すみません、文中にはなっていますけれども、この提案説明、すみません、ここに記載にもあるのであれなんですけど、今回の修正動議の趣旨としては、あくまでも、反響も、この前文、前段の部分になるんですけれども、そこで法に、ここの労働時間、指揮命令下に置かれている、ここに法に当然合致する部分があれば支給することに対して異論を申すことではないんですけれども、あくまでもその説明、積算根拠であったり範囲ですね。

ここが微妙なのは、パソコンで電源を入れたログイン時間で集計というところも、なかなか民間だと例えばタイムカードがあったり、それだけ時間というのはすごく厳密に管理されているものですから、すごいところだと顔認証とかで当の本人しかその出勤退勤のものを管理できないというほど時間についての管理というのはすごくこの世の中では求められている部分だとは思いますが、当町においてはこういった管理状況でもあったというところで、ここから集計していくということにおいても、村山議員の中にもあった、例えば8時26分に出勤したけれども誰かとしゃべっていて押し忘れた。朝礼にきた後に、例えば押して8時30分ぎりぎりになっちゃったという場合だと、実際は本当にその時間には、前に、8時20分ぐらいに来ていたかもしれないんですけど、そういうところの方は、何かすごく証明できるものがこれではないというところなのかもしれないんですけど、私はちょっとどうなのかなと。

そういったことであれば、単純にもう30分以前に出勤している人間は25分には朝礼参加しているということで、一律でば一んと5分間分つけてもいいんじゃないかなと思うところはあるんですけれども、そういった面も含めて、ちょっと説明の部分が乏しいということでの修正動議、削除で出し直してくださいというような内容で提案のほうをさせていただいています。

なので、この先々のことというところは、すみません、ちょっとこれ以上、今回の提案説明、特には深く組み込んでいない部分があるので、そこはちょっとご了承とい

うか、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑はございませんか。

2 番 加藤雅浩議員。

○2 番（加藤雅浩君） 2 番議員 加藤です。

議長のお許しをいただきましたので、まず最初に、ちょっと確認の意味も含めて質疑をさせていただきます。

先ほどからずうっと説明されていますけれども、全く意味が分からない。長谷川議員が質問された内容で、自分はこの今回修正の動議を出したけれども、どうなったら賛成をするのかというところの質問に対して、今説明を聞いていましたけど、全く分からない。端的に、どうなったら賛成できるのかということをまずお答えいただきたいと思います。

いろいろ述べられてはいますけれども、やっていることはこの残業代の1,000万を削除するということなんですね。理由はどうあれ、行動としてはそういう行動なんですよ。

今回の案件というのは、町の対応として、人事院公平委員会からの勧告に従ってやると、法令に違反した状態を解消するというのが趣旨であるので、個人的な感情は一旦置いておいたとしても、法律上そうになっている、払わなければならないということに対して支払うということになるわけですね。

そこで、今回、この削除をしたときに、じゃあ払わない、違法な状態になったらどうなるかという、次に行くところは民事訴訟、民事裁判ですよ。そうやって、また弁護士の費用がかかります、時間もお金もかかるような状態を松本議員の提案によってやったことに対する責任というのは、今度は議会に対して来るわけですね。そのことに対しての責任をしっかりと負う覚悟で今回やられていると思いますけれども、そのことについてどういう着地点をイメージしてこの議案を出されているのか、お答えをいただきたいと思います。

先ほどから納得できない部分があるというお話でしたが、まさに議会というのは、行政から出てきたものをしっかり議論をして、3 か月に1 回議決をしていくという場なんですね。なので、今回出された議案を議論する場は今回の場なので、ここで議論が足りないと思うのであれば、時間を延ばして議論をすればいいと思います。

松本議員は特に議運の委員ですよ。議運の委員で、今回のこれ、今日の質疑で採決すると決めたのはあなたですよ。議論が足りんと思うなら、委員会に付託してもらって議論すればいいじゃないですか。こんな修正を出して、行政がやることにに対して、ただただ何を言っているのかよく分からん状態にしていることが、この議会自体

の信頼を損なうような行為になるとは思わないのか、そのことについてお答えをいただきたい。

まず、今言った付託できる立場にあったのにしなかったことという自分に対しての、自分の行動に対して反省すべきところがあったと思うんだけど、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

最後、この中身、これで間違いないか。その確認だけお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） 5 番議員 松本です。

加藤議員のご質問に対して、一つずつ回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目、どうなったら賛成するのかというところが明確になっていないというところのお話でありますけれども、私、何度も答えている、お話しさせていただいているかと思うんですが、まず先ほども述べましたが、私の思いとしては、これは労働時間と判断できるようなものではないというふうに私は認識しているんですね。

小島前町長の発言のもの、意図ですね、こういったものもそうですけど、その後の実態としても、これが私、今のご説明をいただいている中では労働時間としてちょっと判断するには乏しいんじゃないかということで、私はちょっとこれは違うんじゃないですか。当然、労働時間として判断できなければ対象外になるということになるとは思うんですけど、なのでどうなったら賛成するのかというのが、そこが明確になればいいだけの話なんですけれども。

結果論ばかり、先ほど行政側の答弁もありましたけれども、その経緯であったり実態というのがなかなか理解できる範疇にない難しい部分があるのかなというふうに正直感じておるので、今お話しさせていただいたところがどうなったら賛成するのかというところになるかとは思います。

2点目の理由はどうあれ町の対応、公平委員会に従うという、法令上従わなければならないというところに関しては、これは必ずしも、従わなきゃいけない部分もあるかとは思いますが、不服申立てというのはできないものなんですかね、町として。ちょっとすみません、僕がちょっと理解不足なのであれなんですけど、原則法令上は従わなければならないというものだとは十分に理解しております。

その後、仮にこれが議会で否決した場合にはどうなるのか。民事裁判であったり、責任の問題ですね。当然、議会での話にはなるんで、そこの部分は責任を負う覚悟があるのかどうかということでございましてけれども、当たり前の答えになってしまうん

ですが、まず最初に言えば当然責任は自分の意思ですね。賛成、反対という意思については、自分に責任は当然関わってくるものだと思いますし、この結果、議会としての判断ですね、賛成多数なのか反対なのか、それはあくまでも議会の判断になってくるので、その議会を構成する一員、議員としても議会判断になった場合に責任が求められた場合には自分にも当然責任がかかってくるものだと思いますし、民事裁判というお話も出ましたけれども、先ほどお話しさせていただいたのは、ここの説明上もあるかと思うんですけれども……、どうだったかな。

すみません、ちょっと手元にないんですけど、再度提出してほしいという内容になっていたかと思うんですけど、払わないと言っている話ではないので、そこについて既にこの公平委員会であつたり対象者の人がすぐ払ってくれなきゃ困るよと、そういう話が出ているならばそれは民事とかいう話になってくるのかもしれないんですけど、私はその内容が、支給するにしても内容が不透明、自分自身が理解できてこれは間違いない、納得できるという内容になっていないので出し直してくださいよという意味合いで削除ということで今回は出させていただいているものなので、民事裁判になったらここはどう責任を負うつもりなのかと、それを言われても非常に回答としては難しいと言わざるを得ないというところでご理解いただきたいと思います。

3番目、議論を延ばして議会の議論の場所で。おっしゃられるように、この議会内で十分に議論を交わすとか、協議をすればいいというふうなお話をいただいて、さらに私の場合だと議会運営委員会のメンバーの一人でありますから、その部分は自分自身で主張をすればいかようにもなったということでもありますけれども、この点については、すみません、私自身の認識不足とか、この職務に対しての理解ができていなかったというところについてはおわびせざるを得ないです。

当初、議運の中でこの議案が上程された中で、例えばこの部分だけ抜き出して委員会付託にするとかいうことをしていれば、私が先ほど述べたようなお話にはならなかったということについては深くおわびをさせていただきたいと思います。

4番目、最後ですね。今回作成させていただいた削除の資料ですけれども、すみません、チェックはほかの方にさせていただいている状態ではないと思うんですが、間違っていない、私は何度も検算しておりますので、間違っていないというふうには理解しております。以上になります。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。再質ですね、

お願いいたします。

恐らくご本人は話しておられるので、きちっと説明されているだろうと、説明しているということなんだろうと思うんですけども、いわゆる論理的なところの一貫性というところが全く取れていない。

今回の修正案を出すに当たっては、反対をしているわけではない、払わないと言っているわけではないと。ただ、そうは言いながらも労働時間と判断すべきではないのじゃないかというふうに言ってみたりとか、払わないと言っているんじゃないかと議論が足りない、議論が足りないと言いながら、自分がこの議運の委員なのにそこについては反省しているとか、要はただただ自分が納得できていないんじゃないかということがあるんですね。

そこについて、今回の出したことは、個人の意見なので出すことについては尊重はしますが、この修正をしたことによって起こり得る事態も、先ほど質問をしたときにはその後のことを言われても分かりませんというノープランのような、それは裁判になるかもしれないという先々の話とかも含めて想定されていないという状態なので、せっかくお出しになるのであればそういったことも踏まえた上で出されるとよかったのかなというところはあるんですが、最後、再質問なので改めてお聞きします。

松本議員としては、今回のこの1,000万の部分。金額は大きいんですけども、人数が百四十何人いるので、上3年間分なので、1人頭で割ったらそんなに1人当たりの金額は大きくないんですけど、この部分について労働時間と判断すべきではないというふうに考えておられるかどうか。その点について、要は労働時間と判断すべきじゃないと考えているから払うべきじゃないということなのか、このことは労働時間と判断しているけれども、要は自分が納得していないから修正を出しているのか、その点についてちょっとはつきりさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

加藤議員のご質問に対してご回答のほうをさせていただきたいと思います。

この今回の1,000万円の部分について、労働時間とは判断すべきでないので支給する必要はないというふうに考えているのか、労働時間ではあるだろうけれども自分が納得していないから支給する必要、払う必要はないだろうと、どういうふうにどっちで捉えているんだというようなご質問だったかと思うんですけども、すみません、本当に私が説明不足のところがあるんですけども、お話下手なところで申し訳ないんですが、先ほどのお話で何度も繰り返すところにはなと思うんですけども、私自身が今回上程された内容を見て、勤務時間、前町長の指揮命令下であったり勤務時

間に該当するよと、じゃあその実態はどうかのといろいろお聞きした中で、勤務時間であるとみなされるのであれば、法的に、あればそれは払う必要がありますということはお話しさせていただいています。

ただ、今いただいている内容とか状況を見て実態としてどうかかというところで、私の中では、今のご説明の中ではその部分が不十分だというふうに思っているので、今の状況では削除して、もう一度その部分が誰もが納得する状態であるかという説明をいただきたいということで、ただ今回はそれができていないので削除させていただくということで……。

〔「だからそこに矛盾がある」との声あり〕

○5番（松本暁大君） だから、ここで労働時間だと思っているけど納得がいったいから払うとかではなくて、納得がいないので今の時点では払えないよというところを、もっと払うならそれなりの説明、根拠、積算もそうですが、どれだけの範囲であったりという、そういう説明をちゃんといただきたいというところのお話をしているだけかと僕は思っておるんですけれども。

そのような回答になりますが、よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） これをもって、質疑がないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第18号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

討論の場合には、原案についてか修正案についてかを明確にお答えの上、お願いいたします。この方法を取ってよろしゅうございますでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「どちらの反対が先かだけ」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） これは、討論は議案第18号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行う、一緒にやる。明確にしてお願ひいたしますということです。

〔「反対からということは今回は適用しないということですね」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） そうです。

この方法でやろうと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） この方法を許します。

討論をお受けいたします。

9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 9番議員の渡邊です。

僕は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

労働基準法からしても、使用者が労働者に対して残業代を支払うことは労働基準法で定められている義務であり、たとえ僅か1分であったとしても法定時間を超える時間外労働が行われているのであれば、それは残業代支払いの対象となりますと言われており、支払いを先延ばしすることなどは話が通じないと思います。

逆に、適切に払うことでハラスメントのない法を守る岐南町としてクリーンなイメージにもなります。

また、払った後でもこのような事例を出さない対応策と働き方改革を行政と共に考えていくことが大切だと思っております。以上です。

○議長（櫻井 明君） 次の討論はございますか。

1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 1番議員 広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、修正予算に対し、原案どおり可決する立場でお話しさせていただきます。

本件につきましては、総務課が時間外手当の支給対象であると理解していれば、ここまで大きな事案にならなかったものと思います。

今回、公平委員会の勧告を受け、町として支払うという対応でいわゆる決着がついていることであり、今回の補正予算はその支払いを行うために上程されました。

法律上、地方公務員にも労働基準法が適用され、総務課の資料にもあるとおり、労働基準法第32条における労働基準とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。また、同法第37条において使用者が労働時間を延長し労働させた場合においては、その時間は通常の労働時間の割増し賃金を支払わなければならないとされています。つまり、5分でも法定労働時間を超えたら割増しの時間外手当を支払うことができる、規定ではなく、支払わなければいけないと法律で定められておりますので、この補正予算は原案どおり可決すべきと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 原案に賛成。修正案、原案。

○1番（広瀬恵理子君） 原案に賛成し、修正案に反対です。すみません。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

討論ということで、修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから松本議員が説明をされておりましたが、私も松本議員の言葉を借りると納得できない、その説明ではちょっと納得できないと。

結局、納得するかしなかったって、個人の主観なんですよね。説明が十分されているかという、今回、最初はなかったんですけど、わざわざこの時系列も含めた説明の資料も出していただきましたし、数々の議員からの質問に対してもきちんと答えをされておりました。

ここに至るまでの払うか払わないかというところも、公平委員会という中立公平な機関の結論を得て、その勧告に基づいて払うということになりました。その時間の計測についても、パソコンの電源を入れたというのはサーバー上のログを見れば明らかに分かることなので、そこでの間違いというのもほぼないと。

あとは、それ以外に別途課長とか部長とかの人の命令で出てきたという部分についても確認をすれば分かる話なので、もしそれだけの説明をしていただいてもまだ時間が足りていないというのであれば、本来は議会の中で委員会に付託や、議運の中で委員会に付託をして十分な審議時間を取って、さらに独自の調査をするなり何なりする時間をすればよかったですよ。それをしなかったというのは自らの判断なわけですよ。

あともう一つ、これね、決定的な話を言うと、この議案、さっき間違いがないかどうか確認をしました。確認をしたときに、間違いはないと思いますということなんですけど、例えば歳出のところを1,000万ぐらい削っていますよね。歳入のほう、繰越金も1,000万ぐらい削っていますよね。1,000万、どこへ行きましたか。おかしいですよ。

歳出を削ったということは、歳入1,000万を使う予定だったやつを使わなかったということは1,000万円余ったわけですよ。余ったやつを繰越金に付け替えたわけですよ。何で繰越金を減らしておるんですか。減らした繰越金はその後どうしたんですか。あと、総務費の削った1,000万、歳入の1,000万はどこへ行ったんですか。そもそもだから議案として成立していないということですよ。

通常であれば、歳入の総額1,000万円減らしました。総額じゃないですね、歳入の総務管理費のところを1,000万円減らしました。歳入歳出補正予算事項別明細書というやつですね。総務費で1,000万円減らしています、その分1,000万円減ったということは、繰越金に持っていくなら繰越金の額としては増えていないとおかしいですよ。繰越金を減らしたということは、繰越金を何に使ったんですか。意味分かりますかね。

そこが分かっていないというところで、この議案自体がそもそも成立していないものを提出しているということなので、原案に賛成の立場で討論させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 討論。

3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

原案に賛成、修正議案に反対の立場で討論させていただきます。

先ほども3点質問しましたが、私も正直この問題、今日始まるまで賛成しようか、反対しようか、補正予算も出てくるんだなと思っていたんで、もう正直決めていませんでした。

私、自分の中で決めていたことは、やっぱりこの開庁時間が絶対に一つの問題と、あと前の町長がこんな5分前に来いなんていうことを言わなければ問題は起きないんですよ。今までも、松原町長のときはありませんよね。その前の町長のときもありませんよね、今の後藤町長にもありませんよね。基本的にはその問題だと思っているんですが、別の要因があったらそれはそれでまた考えればいいんですが、個人的にはそう思っていて、開庁時間のことも質問させてもらって、再質問もして、令和7年度中にすぐやるべきだと思った、その明確な回答はなかったんですが、まあちゃんとやってくれるだろうという期待ですね。

今回、私も野中の町民の方にいろいろ悩んでいますと聞いたところ、やっぱり皆さん口をそろえて言うのは、法律で払わなあかんことは払わなあかんと。ただし、職員がその5分前出勤でしっかり並ばなあかんのやという世の中はよくないよねみたいな話もされるんですが、それはそのとおりだと思います。

ただ、その辺のところってすごい、グレーゾーンと言ったら変なんですけど、会社によっていろいろ、従業員によっても違うところがあるんで、そういうところはやっぱり世の中で動きがあるんでその問題が出たときにその都度やっていきましょうというところで、開庁時間だけはしっかりやるべきだと思ったので、その問題がクリアになったんで賛成しようと思ったんですが、先ほどこの提案理由のところで、やっぱりこの金額が大きいことと入れちゃっているんで、これが、この明確な1,000万とありましたけど、じゃあ800万だったらよかったのかとなると、その後の答弁を聞いてもその整合性がちょっと取れていなかったんで、これをやっぱり入れるべきではなかったと思いますし、あとはどうだったらという状態。

どうだったら、どういう状態になったら賛成するのかという質問を加藤議員もされていましたが、要するに、この労働時間とみなされるかどうかというのはやっぱり公平委員会がもう判断をしている問題で、説明を聞いてもそこはもうみなさざるを得ないからこれだけ争っていて、公平委員会からのやつが来たということは理解できるんですが、それを理解できれば払ってもいいとおっしゃっていたので、この提案理由

だったらじゃあもう払っていいんじゃないのかなと思いますし、それはやっぱり違う部分を、確信があって、これは労働基準、労働時間として認められないという提案理由で書いてあるのなら理解はできますが、そうじゃない以上やはりちょっと。

数字のほうですね。その修正議案の確認も本来ならされてから提出すべきもののなので、されていない、第三者の目がないという時点でもう正直賛成できないなと思ったので、原案に賛成、修正予算案に反対の立場で討論させていただきました。以上です。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

私、原案に賛成という立場で討論をさせていただきます。

この8月15日に町から示された内容でございますが、このとおりというふうに思っております。

今までのいきさつからも、要するにハラスメントが招いたものというふうに私はずうっと思っております。

岐南町において、この今回の5分という時間。職員の方々、30分でも1時間でも、もっともっと前後、時間外というものをやっていらっしゃる方は大変多いと思います。しかしながら、この5分ということが今回の勧告ということで下されたというわけですね。

そういう中に、結論を申しますと、前町長のパワハラという、これに基づく指揮命令が原因ということをつまみまして職員への適切な補償ということであり、公平委員会の勧告に従うのが妥当というふうに考えております。

ですが、町民の税金をということで、先ほどからずうっと申し上げておりますけれども、この町民への説明責任ということを果たす、果たさずしてと言ったほうがよろしいでしょうか、この本日の採決ということになった。こういったことを考えたときに、町民の皆さんに、要は信頼を失った、失っているというようなことを思うわけです。

ここの新聞報道まで分からなかった、我々も今まで聞いていなかったというようなところというのは非常に大きな問題であると。金銭の問題もさることながら、そういった問題が大きいと私は捉えております。

前町長のパワハラが根源ということを考えるならば、支給するのはやむを得ないというふうに賛成いたしますが、要は町民への十分な説明責任があります。詳細な説明、そして謝罪というものを誰がするのか。町長しかおりません。

ここを自らが丁寧な説明をして、町民の方に納得をいただくということを申し上げ

げ、以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） 4 番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど私もいろいろ質疑をいたしました但、なかなか明確な答えが返ってこなかったものでちょっと残念であります但、それはさておき、いわゆる職員一人一人の出勤実績が曖昧なままじゃありませんか。この曖昧なままの予算算出というところに私は問題があると思います。

いわゆる朝礼以外にも、職員の判断で出勤している職員との整合性は取れるのであるかどうか。また、全員協議会の町長のご答弁は、公平委員会から勧告を受けたから支給します。これはおかしくありませんか。勧告を受けなかったら支給しないんですか。

私は、第三者調査委員会の報告書が既に出たときに、行政側はもっとこれを深刻に受け止めるべきではなかったかと思ひます。そうすれば、もうちょっと状況が変わっていたのかなという気もします。

町長自ら、やはり精査をする気持ちを持っていたきたいと思ひます。先ほど、三宅議員もおっしゃっていましたが、町民の税金を使うのですから町長自ら正当な金額であるということをしかり調査した上で町民に説明するのが、使用者たる町長の責任だと思ひます。だから、私は改めて提案する必要があるのかと思ひます。

私も、職員の労働の対価という問題では、支払うこと、これは当然かもしれません。しかし、こういったいろんな様々な不整合が整理できていない段階では適正な判断ができません。

よって、再度予算の厳格な精査を求め、この金額、頂いた資料 1 にもよるこの 1,092 万 6,090 円の正当性、いわゆる算定根拠を明確に示していただきたいと思ひます。よって、私は原案には反対します。以上です。

○議長（櫻井 明君） 7 番 松原浩二議員。

○7 番（松原浩二君） 7 番議員 松原でございます。

議長のご承を得ましたので、原案に反対、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

結局、原案に賛成の方も同様なんですけど、払うものは払うということでそれはもちろん分かっていることというか、法で決まっていることなので。

今回、以前のほほえみ会館のときもそうですけど、きちとやっぱり皆さん、この

修正案に書いてあるように納税者である町民の理解を得られるようにということで、理解を得るまでは難しいかもしれないですけど、もうちょっと周知をして、話をしてからの方がいいかということは、今回も、議会のほうも日にちがそうない状態で上がってきて、金曜日に初日の、違うか、全協か、それで、翌日、岐阜新聞の朝刊で載って、それを見られた方からかなり電話とかメールとかをたくさんいただいて、ご意見としては当然批判的なもので、感情論でやっぱり言われるところもあるので、やっぱり普通8時30分から仕事するのに5分前ぐらい来ておるんじゃないのとか、いろいろそういったことが多くて、今までに僕も2万6,000人というのは聞いていないんですけど、100人足らずですけども、聞いているとやっぱりそういう一般的な考えみたいな感じで言われるので、ただ法的には労働の時間ということで、それに対しては当然支払いをするということですが、もうちょっと説明をされてからということで、町民にも理解していただけるようにしていただけると。

当然、議員である私らもご説明をする立場ではございますけれども、ただ今回、その3年前、4年前ということで、今日のあしたお知らせをせなあかんという緊急性もないので、もうちょっと町民に周知してからということで、今回は修正案のほうに賛成で、原案に反対で討論させていただきました。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに討論、ございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これで討論を終結いたします。

お諮りします。これより採決に入りますが、採決は修正案に対する採決を先に行います。その後、原案についての採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後、原案について採決を行うことといたします。

提出議員の修正案について採決いたします。

賛成の議員の起立を求めます。

修正案に賛成。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立多数であります。よって、議案第18号 令和6年度岐南町

一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

少し、ついでにやっちゃいますのでよろしくお願いいたします。



第21 議案第19号

○議長（櫻井 明君） 日程第21、議案第19号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第19号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第19号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第22 議案第20号

○議長（櫻井 明君） 日程第22、議案第20号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、質疑はこれをもって終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決いたします。議案第20号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第23 議案第21号から第29 議案第27号まで

- 議長（櫻井 明君） 次に、日程第23、議案第21号から日程第29、議案第27号までの7案件を一括して議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

- 議長（櫻井 明君） この7案件については、この後議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認め、質疑は省略します。

お諮りします。議案第21号から議案第27号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第27号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長には、委員長に松原浩二議員、副委員長に村山博司議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に松原浩二議員、副委員長に村山博司議員に決定いたしました。



第30 議案第28号

○議長（櫻井 明君） 日程第30、議案第28号 工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）（変更）を議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議案第28号 工事請負契約の締結について、下印食雨水幹線の変更ですけれども、こちらについて1点だけ質疑のほうをさせていただきたいと思います。

547万5,800円の増額の内訳として、残土処分と借地変更に伴う費用をそれぞれ教えてください。

また、借地変更の申出は当町からなのか地権者側からなのか、地権者との間で取り交わされた土地賃貸契約書上では契約変更における費用負担などの条項はどのように記載されているのか。この質問だけですけれども、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 松本議員の質疑にお答えいたします。

まず、1つ目でございます。変更に伴う費用の内訳といたしましては、残土処分先の変更にて約160万円、施工方法の変更にて約290万円、その他の安全対策等に約100万円でございます。

2つ目、借地変更の申出についてでございますが、地権者からでございます。

3つ目、土地賃貸借契約書上の変更における費用負担の記載についてでございますが、借地するのは町ではなく請負業者であるため、町と地権者との間に契約は存在いたしません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番 松本です。

ご答弁ありがとうございました。

今、ご答弁の中で申出のほうは地権者からということであるというところのお話をいただきましたが、そもそも地権者側であるというところ、行政とはその取決め、約定はないということで、直接の約定はないということでもありますけれども、ただ、負担はこれを見ると行政側、町税をもって手当てをするということになっていることに

ついてちょっと疑問に思う部分があるんですが、どのようなことのご判断で地権者からの申出なのにもかかわらず町税をもって対応するというふうな結論に至ったのか、ご答弁のほうをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 松本議員さんの再質疑についてお答えいたします。

まず、借地につきましては工事の契約の相手方が確定しておらず、実際に使用する期間や利用条件などが定まっていない中、地権者との確約を得ることは困難であることから、予定地として設定し、標準的な工事価格を算定したものでございます。

その後、落札業者を決定していただきまして、その後、改めて業者さんのほうが地権者のほうにお願いいたしましたところ、当初とはやっぱり事情が異なったということでお貸しできないということになりましたので、今回はその地権者からのお話のとおり借地のほうの契約はいたしませんでした。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第28号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第28号 工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）（変更）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第31 議案第29号

○議長（櫻井 明君） 日程第31、議案第29号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題とします。

—————
（議 案 掲 載 省 略）
—————

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第29号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について質疑をさせていただきます。

今回、松本議員が提案で賛成の議員の名前を書くときに、私は名前を書きませんでした。

意見書については、これは一貫したスタンスなんですけど、自分が提案者になるもの以外については賛成者のところには基本的には名前を書かない。それは理由がありまして、基本的にはもうその町の中で関係する話とかで、国に対して何か意見をするということに対して、基本的には全国のほぼ全ての自治体の議員の過半数は自民党の議員がいて、国会も自民党の政権政党になっていて、その国と地方の関係で地方議員がちゃんと国の国会議員に要望していれば、地方からわざわざ国政マターの話について意見書を出す必要はそもそもないというところから、意見書についてはより慎重な立場というのがまず私の姿勢なので、今回提案されている内容そのものもいいとか悪いとかというところでいけば、改正するべきところは改正したほうがいいよねというような内容なので反対するつもりはございません。

ただ、今回の出された経緯、そういった意見書等についての考え方の部分で、提案者がどういうつもりでこれを出したのかということをお尋ねしたいのでお聞きします。

まず、刑事訴訟法の再審規定の改正というのは、先ほども申しましたとおり国政マターの案件です。町村の議会とか町村の政治の中の話ではございません。

冤罪被害者の早期救済に向け、有罪が確定した刑事裁判をやり直す再審制度の見直しを求める国会の超党派の議員連盟が、70年以上見直されていない再審法、いわゆるこの刑事訴訟法の再審規定の改正を議員立法で今国会に提出し、成立を目指すことで一致したという報道もあります。

要は、既にもう国会のほうでもそういった法改正について動いているという現状を理解した上で、提出者として地元選出の国会議員、もしくは事務所にこの件について国会の動向等も含めて意見を聞いたり、改正を求める要望というのは当然しているというふうに思いますけれども、その回答内容はどのようなものだったのかお答えをいただきたいと思います。

次に、2つ目、地方議会には各種団体から意見書の提出を求める要望がたくさん届きます。届くんですが、地方自治法第99条におきましては、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができると法律で定められています。

この意見書というところの法律上は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を出せると言っているんですけども、ここでいう意見書の町の公益に関する事件とは何かお答えをいただきたいと思います。

3つ目、各種団体から届く多くの要望の中で意見書として提出しなかった案件もあるわけです。出したり出さなかったり、ほとんど出していないんですけど、今回は出すという判断をされた。今回、出すというふうに判断をされた理由は何か、お答えをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

加藤議員から質問をいただきましたので、それぞれ回答のほうをさせていただきますと思います。

1点目の今回の刑事訴訟法の件については、もう既に国会のほうで話が進んでいるというところのお話であったかと思いますが、これは前日の、すみません、全協の場だったかもしれないですけども、既にこの案件に関しては、当町においては今回の議会ですけども、岐阜市であったり他市町においてはもう既にこの決議がなされて意見書として、議会もそうですけど、出されているという状況の中で、岐南町も、これはたしか岐阜の弁護士会のほうからこの意見書についてご賛同を願えないかということで議長から各議員に、議会に案内が出て、議長としてもぜひ賛同したいということのご意思があった、説明を私自身も受け、議長に代わって提出のほうをさせていただいたというところであります。

2つ目ですね。町議会には第99条、公益に関する事案について意見書が出せる…。

○2番（加藤雅浩君） 町の公益に関する事件について意見書が出せるというところの、ここの刑事訴訟法の改正がどこに町の公益があるのか。

○5番（松本暁大君） すみません、ありがとうございました。

町にとって、今後、この刑事訴訟法の改正が町の公益のどの部分に該当するのかというところになるんですが、これも強引な解釈の部分でちょっと大変恐縮なんですけど、仮に岐南町民が冤罪被害者となる場面があったときに、当然ここの再審規定のところですね、改正を求める今回意見書にはなりますけれども、その手続は現状、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどないということで、今後、もしそういうことが起こり得た場合に岐南町民が、住民がそういった不利益を講じることが起こり得る可能性があるということで、今回の意見書に関しては、公益に関する事案と

いう意味合いではこの部分、意見書が提出できるというところには合致するものなのかなというふうに私自身は解釈しております。

一番最後ですね。要望の中で提出しなかったものがある、その判断基準とはというところではあります。この部分に関していうと、一番最初は議長のところに、議長判断であったり、あとは議会の議員にこの話を出して協議されるという場面はあるかとは思うので、こういうものだけは要望を提出するとか、こういった内容のものはしないという明確な基準があるのかどうかというところは、その都度その都度、ケース・バイ・ケースで判断されることになるのかなというふうに私自身は解釈しております。以上になります。

○議長（櫻井 明君） 2 番 加藤雅浩議員。

○2 番（加藤雅浩君） 2 番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、再質問を少しだけさせていただきますので、皆さん、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

今、質問の中で何が聞きたかったのかというと、裏の話はそうなんです。議長がやると言って、こういう意見書をよそのところもやっておるで出すというのは裏の話ではそうなんですけど、それをここで言うてしまうとあんまりよくないんじゃないかなと。

要は、少なくとも国に対して意見書を出す、それが議会の議決をもって出すということであれば、このことについて問題意識を持ってこうしたいからこういう意思で提出者になりましたということぐらいは最低限言ってほしかったなというところもあります。

その中で、少なくともそういった流れで出すということで松本議員が提出者になったのは分かっていましたが、じゃあ少なくともこの意見書を出すに当たって、自分自身が提出者になるという意識、さっきの修正動議とかの関係で質問した、話をしていたところとも関係するんですけど、自分がその役職とかポジションにいるということをしっかり理解して議論する時間が足りないのであれば、しっかり議論するなりなんなりできたはずなのにそうしてこなかったということも、またこの部分も同じようなことなんです。

要は、全体の流れとしてそういうことは分かるんです。じゃあ別に松本議員じゃなくても、今回、その提案者は別に副議長の松原議員でもよかったと。何で松本議員になっているかという、恐らく総務委員長だからですね。であれば、この提案者のところ、賛成者全員、僕以外の全員の名前を書いていますけど、1 回総務常任委員会でそういったことを話しして、総務常任委員会の賛成をもって議会に出すとかとい

う、議会の一般的な流れでやっていったらよかったのに、なぜこんな状態になっているのかということも、多分本人もよく分かっていないままそうになっているんじゃないかなということもあるんですけど、少なくとも議会の中でそういうことをやる時には、そういった責任というか、立場に応じた責任を持った行動というのが必要だと思う。

そこで、さっきも聞いたんですけど答えていなかったのを改めて聞きますが、この提出者として地元の国会議員であるとか、選挙で応援していましたよね、国会議員、衆議院選挙のとき。あとは、本人じゃないにしても事務所に国会の動向を確認するとか、あとはこの弁護士会で提出した方が忙しいのであれば弁護士会の組織とかにどういった内容でやるのかとか、少なくともそういったことをされておられるのかどうかということをお尋ねしたんですが、お答えにならなかったなのでお答えをいただきたい。

もししていたのであれば、どのような話だったのかをお聞かせいただきたいということで、議長の判断でとかほかの市町が可決されたからということではなくて、提出者としてこの案件を意見書として出すに当たって、国に対してこういうふうにしてほしいから私は提出しているんですというようなことを改めてお聞かせいただきたいなと思います。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） 5 番議員 松本です。

加藤議員の再質問についてお答えのほうをさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、自分が提出者として、例えば地元の選出の国会議員であったり、そういったいろいろな調査であったり働きかけをしてきたかということについては、していません。それが答えです。

2つ目、国に対して今回の書類、国というか、この意見書を提出するということで、その理由のところですね。他市町がどうのこうの、先ほど例でお話をさせていただいたつもりではあったんですけど、自分としての意思是、先ほどの話で議長のご提案で、お話にも賛同したというのもありますし、提案理由のところですね、そこでご説明をさせていただいたかとは思いますが、改めて読んだほうがいいですか。

〔「結構です」との声あり〕

○5 番（松本暁大君） はい。じゃあ以上になります。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第29号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第29号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日から3月12日までの9日間は議事の都合により休会とし、3月13日10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

午後 2時40分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司